

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第137期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

【会社名】 株式会社トマト銀行

【英訳名】 TOMATO BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 高木 晶 悟

【本店の所在の場所】 岡山県岡山市北区番町2丁目3番4号

【電話番号】 岡山(086)800 - 1830

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 井 上 正 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区鍛冶町1丁目7番11号
株式会社トマト銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)5256 - 1030(代表)

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 橋 本 隆 史

【縦覧に供する場所】 株式会社トマト銀行神戸支店
(神戸市中央区元町通5丁目1番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
		(自2015年 4月1日 至2016年 3月31日)	(自2016年 4月1日 至2017年 3月31日)	(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,975	19,578	19,006	18,369	22,692
連結経常利益	百万円	2,873	2,868	2,310	1,900	1,993
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	1,843	1,912	1,556	1,753	1,371
連結包括利益	百万円	720	1,715	2,046	958	748
連結純資産額	百万円	40,614	48,750	50,085	50,413	48,914
連結総資産額	百万円	1,302,467	1,333,455	1,312,071	1,270,186	1,211,128
1株当たり純資産額	円	3,541.73	3,637.63	3,751.09	3,769.97	3,639.98
1株当たり当期純利益	円	160.76	162.55	120.55	137.64	104.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円		149.24	98.50	109.44	77.70
自己資本比率	%	3.11	3.65	3.81	3.96	4.03
連結自己資本利益率	%	4.54	4.28	3.15	3.48	2.76
連結株価収益率	倍	9.08	9.68	12.65	7.69	10.04
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	55,400	3,313	32,165	58,409	23,805
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,861	3,764	51,369	39,743	27,929
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,548	1,263	4,209	1,907	787
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	75,317	66,975	81,969	61,397	64,733
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	852 [243]	848 [233]	837 [243]	843 [230]	827 [238]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2015年度は潜在株式がないため記載しておりません。

4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5 銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した連結自己資本比率は、18ページに記載しております。

6 従業員数は、就業人員数を記載しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第133期	第134期	第135期	第136期	第137期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	20,745	19,344	18,781	18,073	17,440
経常利益	百万円	2,822	2,828	2,287	1,831	1,745
当期純利益	百万円	1,809	1,881	1,541	1,282	1,219
資本金	百万円	14,310	17,810	17,810	17,810	17,810
発行済株式総数	千株	116,790	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000	普通株式 11,679 第1回A種 優先株式 7,000
純資産額	百万円	41,481	49,145	50,284	50,020	48,202
総資産額	百万円	1,301,555	1,332,475	1,311,131	1,259,852	1,200,046
預金残高	百万円	1,073,187	1,102,633	1,123,623	1,139,508	1,134,261
貸出金残高	百万円	928,504	959,188	979,082	987,873	954,711
有価証券残高	百万円	277,961	279,783	227,522	186,973	154,800
1株当たり純資産額	円	3,607.23	3,662.03	3,758.14	3,735.72	3,577.97
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円 (円)	5.00 (2.50)	普通株式 27.50 (2.50) 第1回A種 優先株式 7.00 (-)	普通株式 50.00 (25.00) 第1回A種 優先株式 25.00 (12.50)	普通株式 50.00 (25.00) 第1回A種 優先株式 25.00 (12.50)	普通株式 50.00 (25.00) 第1回A種 優先株式 25.00 (12.50)
1株当たり当期純利益	円	157.36	159.40	118.86	96.34	90.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円		146.46	97.31	79.90	69.08
自己資本比率	%	3.18	3.68	3.83	3.97	4.01
自己資本利益率	%	4.42	4.15	3.10	2.55	2.48
株価収益率	倍	9.28	9.88	12.83	10.99	11.51
配当性向	%	31.78	31.36	42.06	51.89	55.02
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	821 [229]	817 [221]	805 [233]	804 [217]	787 [223]
株主総利回り (比較指標: 配当込み TOPIX)	%	75.1 (89.1)	83.3 (102.2)	83.3 (118.5)	62.6 (112.5)	64.4 (101.8)
最高株価	円	216	1,696 (160)	1,645	1,575	1,126
最低株価	円	138	1,460 (133)	1,489	997	757

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 第137期(2020年3月)中間配当についての取締役会決議は2019年11月12日に行いました。
- 3 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、2015年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。また、配当性向は、2016年度の期首に株式併合が行われたと仮定して算出しております。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、第133期は潜在株式がないため記載しておりません。
- 5 2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。第134期の1株当たり配当額27.50円は、中間配当額2.50円と期末配当額25.00円の合計であり、中間配当額2.50円は株式併合前の配当額、期末配当額25.00円は株式併合後の配当額となります。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づく2006年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出した単体自己資本比率は、18ページに記載しております。
- 8 従業員数は、就業人員数を記載しております。
- 9 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第1部におけるものであります。
- 10 2016年10月1日付で10株を1株にする株式併合を実施したため、第134期の最高・最低株価のうち()内は株

式併合前の最高・最低株価を記載しております。

2 【沿革】

- 1931年11月 倉敷市において資本金100千円で倉敷無尽株式会社を設立(設立日11月9日)
- 1941年3月 興国無尽株式会社及び別所無尽株式会社を吸収合併、商号を三和無尽株式会社と変更
- 1943年9月 中国無尽株式会社の営業の全部を譲受け
- 1951年10月 相互銀行に転換、商号を株式会社三和相互銀行と変更
- 1969年4月 商号を株式会社山陽相互銀行と変更
- 1971年7月 株式を大阪証券業協会(現日本証券業協会大阪地区協会)に店頭登録
- 1975年12月 本店を岡山市(現岡山市北区)番町2丁目3番4号に新築移転
- 1976年4月 総合オンラインシステム移行開始
- 1978年4月 外国為替公認銀行としての業務開始
- 1980年10月 山陽リース株式会社(現トマトリース株式会社)設立
- 1983年4月 公共債の窓口販売取扱開始
- 1985年2月 山陽サービス株式会社(トマトサービス株式会社)設立
- 1986年4月 山陽ファイナンス株式会社(トマトファイナンス株式会社)設立
- 1987年6月 公共債ディーリング業務開始
- 1987年10月 大阪証券取引所市場第二部及び広島証券取引所に株式を上場
- 1987年11月 第3次オンラインシステム稼働
- 1988年6月 公共債フルディーリング業務開始
- 1988年12月 海外コルレス業務開始
- 1989年4月 普通銀行に転換、株式会社トマト銀行に商号変更
- 1989年9月 大阪証券取引所市場第一部に株式を指定替え
- 1991年7月 担保附社債信託法に基づく受託業務開始
- 1992年2月 海外コルレス契約包括承認の取得
- 1995年10月 トマトカード株式会社設立
- 1998年7月 トマトビジネス株式会社設立
- 2000年3月 広島証券取引所と東京証券取引所の合併に伴い、東京証券取引所市場第一部に株式を上場
- 2000年4月 インターネット・モバイルバンキングサービス開始
- 2001年2月 証券投資信託の窓口販売業務開始
- 2001年4月 損害保険の窓口販売業務開始
- 2002年7月 岡山県信用組合の事業譲受け
- 2002年10月 生命保険の窓口販売業務開始
- 2003年11月 トマトファイナンス株式会社を合併
- 2004年5月 トマトサービス株式会社清算終了
- 2009年1月 基幹系システムを株式会社日立製作所の地域金融機関向け共同利用サービス「NEXTBASE」へ移行
- 2010年3月 インターネット専用支店「ももたろう支店」開設
- 2013年7月 東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第一部へ単独
上場
- 2015年3月 トマトカード株式会社を完全子会社化
- 2019年1月 トマトリース株式会社を完全子会社化
(2020年3月末現在本支店61)

3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社（以下、本項目においては当社グループといたします。）は、当社、連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループの事業に係わる位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。以下に示す事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。クレジットカード業務の重要性が乏しいため、セグメント情報においては「その他」として記載しております。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

〔銀行業務〕

当社の本店ほか支店60店においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、商品有価証券業務、有価証券投資業務、その他附随業務を行い、高度化・多様化するお客さまのニーズに即応する金融サービスの提供に積極的に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務と位置づけております。

また、子会社のトマトビジネス株式会社は、銀行事務に係る関連業務を行っております。

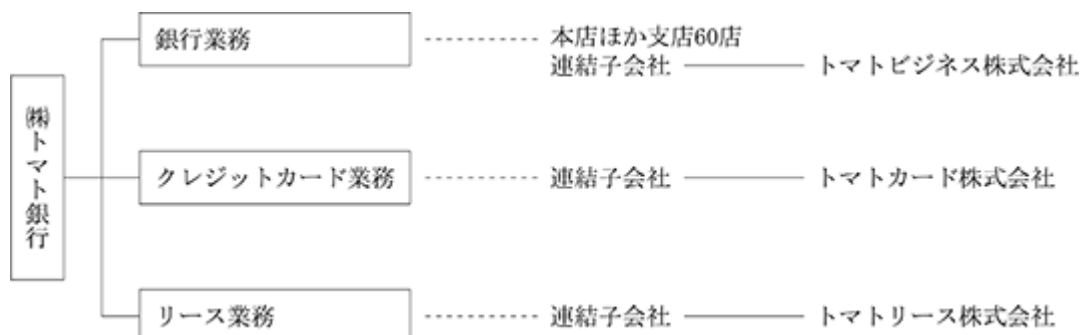
〔クレジットカード業務〕

子会社のトマトカード株式会社においては、クレジットカードの取扱いに関する業務を行っております。

〔リース業務〕

子会社のトマトリース株式会社においては、産業機械等のリース業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



上記、連結子会社3社のほか、非連結子会社として「トマト創業支援投資事業有限責任組合」があります。

4 【関係会社の状況】

2020年3月31日現在

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結 子会社) トマト ビジネス 株式会社	岡山県 岡山市北区	10	事務受託業 (銀行業)	100.00	(4) 4		預金取引 関係	提出会社 から建物の 一部を 賃借	
トマト カード 株式会社	岡山県 岡山市北区	30	クレジット カード業 (その他)	100.00	(4) 4		金銭貸借 関係 預金取引 関係	同上	
トマト リース 株式会社	岡山県 岡山市北区	20	リース業 (リース業)	100.00	(4) 4		同上	同上	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄の()内は、セグメント情報における事業の区分を記載しております。
2 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。
3 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
4 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当社の役員(内書き)であります。
5 トマトリース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、当連結会計年度におけるリース業セグメントの経常収益に占める当該連結子会社の経常収益の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

2020年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他 (クレジットカード業)	合計
従業員数(人)	811 〔233〕	11 〔4〕	5 〔1〕	827 〔238〕

- (注) 1 従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員234人を含んでおりません。
2 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
787 〔223〕	39.9	16.5	5,205

- (注) 1 従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員218人を含んでおりません。
2 当社の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3 嘱託及び臨時従業員数は、〔 〕内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5 当社の従業員組合は、トマト銀行従業員組合と称し、組合員数は665人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社の現中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」では、「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」を目指し、「お客さまに徹底的に寄り添い、当社のビジネスモデルである「本業支援」「最適提案」を更に深化することで、お客さま・地域・当社の持続的成長・発展を実現すること」を基本方針に掲げ、重点目標として ビジネスモデルの深化を通じた地域経済活性化への貢献および収益力の強化、 持続的・安定的な成長を支える確固たる経営基盤の確立、 全社員が活躍できる働き方改革の促進の3つに注力してまいりました。その結果、安定的な発展の基礎となる事業者のご融資先数は、「本業支援・最適提案」活動を始めた5年前と比較して28%増加、中小企業向け貸出残高は23%増加するなど、着実に成果を上げることができました。

しかし、足元では新型コロナウイルス感染症の拡大によって、多くのお客さまが影響を受けておられます。このような大変な時こそお客さまに徹底的に寄り添い、創業時から継承している困った時こそしっかり応援させていただく「相互扶助」の精神を胸に、これまで「本業支援・最適提案」活動で培ってきた経験や知識を活かし、お客さまの資金繰り支援や事業の継続に全力で取り組み、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

< 経営目標（単体） >

	項 目	中期経営計画 2020年度目標	2020年度計画	2019年度実績
成長性	預金残高	11,750億円	11,410億円	11,342億円
	貸出金残高	10,120億円	9,600億円	9,547億円
	事業者貸出先数	11,000先	11,000先	10,817先
収益性	コア業務純益	21億円	18億円	18億円
	当期純利益	15億円	12億円	12億円
健全性	自己資本比率	8%以上	8%以上	8.09%
	金融再生法開示債権比率	2%程度	2%程度	2.16%

新型コロナウイルス感染症の収束時期を現時点で見通すことは困難ではありますが、2020年度計画は年度後半にかけて経済活動は持ち直すものと想定し、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき、信用コストの増加や有価証券の減損リスクなどを織り込んで作成しております。

(2) 経営環境

わが国経済は、輸出・生産面に海外経済の減速の影響がみられたものの、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費が底堅く推移したため、緩やかな成長が続きました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による影響を受けて、経済環境の先行きは不透明感が強まっております。

当社グループの主な営業基盤である岡山県におきましても、消費税上げの影響はあったものの、個人消費が底堅く推移し、更には設備投資も高水準で維持しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人消費が弱く、生産面も低下するなど県内景気の不透明感も強まっております。

金融面におきましては、日本銀行は2%の「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで、「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続する、また、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要があれば、躊躇なく追加的な金融緩和措置を講じるとしております。

(3) 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、超緩和的な金融政策の長期化による収益の下押し圧力やデジタル技術の進展による異業種の参入など、厳しい経営環境が見込まれるほか、足元では新型コロナウイルスの感染拡大により、地域経済の落ち込みも深刻化しており、大変厳しい状況となっております。当社は、このような大変な時こそ、お客さまに徹底的に寄り添い、しっかりと応援させていただくことで、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。

2018年4月よりスタートした中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」は2020年度が最終年度となります。当中期経営計画は、経営ビジョン「夢をかなえ、地域の未来を創造する銀行」のセカンドステージと位置づけ、当社のビジネスモデル「本業支援・最適提案」活動の深化、それを支える確固たる経営基盤の構築、社員の育成強化に努めてまいりました。今後も地域の発展に貢献するため、創業の原点である相互扶助の精神に立ち、役職員一丸となって一番に相談され、一番信頼される銀行を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは以下のとおりであります。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、直面するリスクに対する基本的な方針を定め、各種委員会において定期的に協議し、業務の健全性及び適切性の確保を図っております。

各リスク管理主管部署が抱えるリスクのうち、計量化が可能なリスクについてはバリュー・アット・リスク等の共通の尺度を用いて計量化を行い、リスクに見合う資本（リスク資本）を各リスク別に配賦し、各リスク管理主管部署は配賦されたリスク資本の範囲内でリスクテイクを行っております。また、警告水準としてのアラームポイントを設定し、アラームポイントに到達した場合には現状分析や対応策の協議、経営に対する報告等を実施することで、リスクの適切な管理かつ迅速な対応に努めております。

計量化が不可能なリスクについては、各種方針・規程に則り、リスクのコントロール及び削減を図っており、適切な管理かつ迅速な対応に努めております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社及び当社の関係会社（以下、本項目においては当社といたします。）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

< 予想を上回る貸倒の発生 >

当社は、格付と自己査定基準に基づいて、融資先に対し格付・債務者区分を判定し、決算において貸倒引当金を計上しております。経営破綻の状態にある融資先に対しては回収不能見込額に対し全額貸倒引当金を、それ以外の融資先にかかる債権については、貸出金の状況に応じて過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき見積もった貸倒引当金を計上しております。（2020年3月期 貸倒引当金48億円）

しかしながら、今後の経済情勢の変動や自然災害の発生、融資先の経営状況の変動、粉飾決算の発覚などによって、実際の貸倒が、見積もった貸倒引当金を上回り、不良債権や当社の与信関連費用が増加する可能性があります。

< 担保価値の下落 >

当社は融資先に対する債権の保全として、不動産や有価証券などに担保権を設定しているものがあります。担保価値が下落した場合には、貸倒引当金の積み増しが必要となり当社の与信関連費用が増加する可能性があります。

(2) 営業戦略に係るリスク

当社は、企業のライフステージや個人のライフイベントに徹底的に寄り添うことで取引先をより理解し、事業の成長やライフイベント上の課題解決等を図る中で取引先との信頼関係を深め、ひいては当社の取引シェアが拡大することで「確固たるメイン銀行」としての地位の確立を目指す「本業支援・最適提案」活動を積極的に推進しており、中期経営計画の最重点施策として取り組んでおります。

しかしながら、当該活動が競争優位性を得られない場合、当初想定した成果をもたらさない可能性があります。

(3) 市場関連リスク

< 金利変動リスク >

当社は、円建債券や外貨建債券、投資信託等への投資を行っているため、国内外の金利変動リスクに晒されています（2020年3月期 1,461億円）。今後、金融政策の変更や財政悪化等によるソブリンリスク顕在化、その他金融市場の混乱等により想定を超えて金利が上昇した場合、評価損が発生し、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、金融政策の変更等により市場金利が一段と低下した場合、再投資利回りが低下することにより資金利益が低下し、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

< 株価下落リスク >

当社は、市場性のある株式、投資信託を保有しております。（2020年3月期87億円）今後、株価下落が発生した場合には、当社が保有する株式、投資信託に減損又は評価損が発生し、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

< 市場信用リスク >

当社は、信用リスクを内包する債券やデリバティブ商品等への投資を行っております。今後、国内外の経済情勢や投資先の経営環境の悪化等により信用スプレッドが変動した場合、評価損が発生し、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

< 為替変動リスク >

当社は、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております（2020年3月期214億円）。今後、外貨建ての資産と負債が通貨毎に相殺されない場合には、資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当社では、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

< 市場流動性リスク >

当社は、市場で取引される資産を保有しておりますが、保有する有価証券等の売買において、市場の混乱等により取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることで、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 災害等に関するリスク

当社は、大地震・台風等の自然災害やパンデミックの発生等の不測の事態に対して、被害を最小限にとどめ早期に事業を復旧する体制整備に努めております。

しかしながら、不測の事態が発生した場合には、当社資産の毀損による損害の発生、取引先の経営悪化、事業活動の制限等により、直接的又は間接的に、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に関しては、業務継続計画に基づいて災害対策本部を設置し以下のような対策を進めています。

- ・取引先への影響把握、資金繰り支援
- ・手洗い、うがい、咳エチケット、マスクの着用、消毒、不要不急の外出自粛の励行
- ・在宅勤務、スプリットオペレーション、時差出勤、交替勤務の実施
- ・毎日の体温測定及び症状チェックの徹底 等

(5) マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策上の不備に係るリスク

金融犯罪が多様化かつ高度化し、世界各地でテロ犯罪が継続的に発生する等、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策（以下、マネロン対策といいます。）の重要性が高まる中、当社は各種法規制及び金融当局の監督に従って業務を遂行しており、法令諸規制を遵守する態勢を整備しております。また、経営陣の主体的な関与も含めた部門横断的なガバナンスにより、継続的にマネロン対策を強化していくことを目的として、「マネロン等管理部会」を設置し対策の更なる強化を実施しております。

しかしながら、当社が法令諸規制を遵守できない場合、罰金、課徴金、懲戒、評価の低下、業務改善命令、業務停止命令等を受ける可能性があります。また、これらにより当社の風評リスクが顕在化し、顧客やマーケット等の信用を失うことで、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 流動性リスク

当社は流動性の高い資産を安定的に保有するなど流動性リスク管理に万全を期しておりますが、今後、当社の業績や財務状況が悪化、格付が低下するなどした場合には、資金調達コストの増加や必要な資金の確保が困難となり、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。（2020年3月期 流動性カバレッジ比率 119%）

(7) 資金利益に係るリスク

当社の資金利益は、主に預金として受け入れた資金を貸出金や有価証券で運用することによって得ておりますが、調達資金と運用資金には資金の満期、適用金利更改時期、金利変動のパターン等とに差異があるため、将来の金利動向等により資金利益が減少するリスクがあります。

(8) 自己資本比率に係るリスク

当社は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率について「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（2006年金融庁告示第19号）に定められる国内基準（4%）以上の水準を確保することが求められています。（2020年3月期 自己資本比率 8.07%）

当社の自己資本比率は以下のような要因により影響を受ける可能性があります。

- ・債務者及び債券発行体の信用力悪化に際して生じうるリスクアセットの増加
- ・不良債権処理費用の増加に伴う与信関係費用の増加や有価証券の時価の下落に伴う減損による損失の発生
- ・繰延税金資産の回収可能性判断に基づく繰延税金資産の取崩による自己資本の減少
- ・自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- ・その他の不利益な展開

当社の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

(9) 固定資産減損に係るリスク

当社は、固定資産の減損に係る会計基準を適用しております。今後の経済情勢や不動産価格の変動等によって保有している固定資産の価格が大幅に下落した場合などに新たな減損を実施することとなり、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 事務リスク

当社は、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、クレジットカード業務、リース業務など幅広い業務を行っております。これら多様な業務の遂行に際して、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等による不適切な事務を行うことにより、損失が発生する可能性があります。当社では、厳正な事務処理を徹底し、事務事故の未然防止に努めておりますが、大きな賠償に繋がるような事務事故が発生した場合、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) システムリスク

当社のコンピュータシステムは、業務のあらゆるプロセスにおいて活用されており、地域の経済活動及び社会生活に深く関わり、高い公共性と社会的重要性を持っております。一方において、自然災害、システム障害、コンピュータ犯罪、不正アクセスなど、広範囲な脅威にも直面しております。そのため、システムリスク管理規程を定め、コンピュータシステムの安定稼働に努めるとともに、各種の安全対策も実施しておりますが、仮に重大な脅威が顕在化した場合には、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 法令等遵守に係るリスク

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、法令等態勢強化に努めております。万一法令諸規制が遵守できなかった場合には、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報漏えいリスク

当社は、業務の性格上、多数のお客さま情報及び経営情報を保有しており、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）をはじめ、各種情報管理に係る規程を整備し、厳格な情報管理に努めております。

万一情報の漏えい、紛失、不正利用等が発生した場合、当社の社会的信用を失墜するのみならず、損害賠償責任を負うこと等により、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(14) 法務リスク

当社は、法令等遵守の徹底に努めるとともに、各種業務が法令諸規制に適合していることについて、リーガルチェックを徹底することにより、法務リスクの顕在化を防止しておりますが、法令違反や契約上の瑕疵等を理由として、当社に対する訴訟が提起されることなどにより、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 業務委託に係るリスク

当社は、大地震・台風等の自然災害やパンデミックの発生等の不測の事態に対して、被害を最小限にとどめ早期に事業を復旧する体制整備に努めております。

そのような不測の事態が発生した場合には、当社資産の毀損による損害の発生、取引先の経営悪化、事業活動の制限等により、直接的又は間接的に、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(16) 退職給付債務に係るリスク

当社の退職給付費用及び債務は、年金制度に基づき年金資産の期待運用収益率や割引率等数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。年金資産の時価が下落した場合や実際の結果が前提条件と異なり前提条件が変更された場合には、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(17) 格付に係るリスク

当社は、格付機関より格付を取得しています。当社では、収益力増強や財務の健全性向上等に取り組んでおりますが、格付の水準は、当社から格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため、常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。また、わが国の金融システム全体に対する評価等によって当社の格付が低下する可能性があります。仮に、格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(18) 規制変更のリスク

当社は、現時点の規制（法令、規則、政策及び会計基準等）に従って業務を遂行しておりますが、将来、規制の新設、変更、廃止並びにそれらによって発生する事態が、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(19) 風評リスク

当社では、風評に関する情報を早期に把握する体制を構築するとともに適時適切な情報開示による風評発生の予防策及び、風評リスク発生時の危機対応策などを定めておりますが、銀行業界及び当社に対する風説・風評が流布された場合、それが正確かどうかにかかわらず、当社の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

<経営成績等の状況の概要>

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

損益面におきましては、連結経常収益は、前年度に連結子会社化したトマトリース株式会社の営業収益等の計上による増加により、前期比4,322百万円増収の22,692百万円、連結経常費用は、トマトリース株式会社の影響に加えて新型コロナウイルスの感染症拡大による株式市場の混乱により株式等償却が増加したこと等により、4,230百万円増加の20,699百万円となりました。この結果、連結経常利益は前期比92百万円増益の1,993百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比382百万円減益の1,371百万円となりました。

主要な勘定におきましては、2020年3月末の預金残高は、当期中に49億円減少して1兆1,340億円となりました。また、預り資産残高（預金、譲渡性預金、投資信託、公共債及び個人年金保険の合計）は、当期中に283億円減少して1兆2,591億円となりました。

貸出金残高は、現下の金利水準等を踏まえた貸出金ポートフォリオの改善等に伴う大企業向け貸出や地方公共団体向け貸出等の縮小により、当期中に334億円減少して9,504億円となりました。

有価証券残高は、国債の減少を主因に当期中に321億円減少して1,546億円となりました。

連結自己資本比率（パーゼル 国内基準）は、8.07%となりました。

なお、単体自己資本比率（パーゼル 国内基準）は、8.09%となりました。

各業務収支におきましては、資金運用収支では国内業務部門が12,360百万円、国際業務部門が379百万円、相殺消去後の合計で12,747百万円となりました。役務取引等収支は541百万円、その他業務収支は593百万円となりました。その結果、合計（業務粗利益）で13,882百万円となりました。

事業部門別の損益状況は、銀行業では経常収益が17,430百万円、経常利益が1,761百万円、リース業では経常収益が5,374百万円、経常利益が226百万円、その他（クレジットカード業等）では経常収益が309百万円、経常利益が21百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当年度における連結ベースの現金及び現金同等物は、前期比3,336百万円増加して64,733百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少を主因に、前期比34,603百万円増加して、23,805百万円のマイナス（前年度58,409百万円のマイナス）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入の減少を主因に、前期比11,813百万円減少して、27,929百万円のプラス（前年度39,743百万円のプラス）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動におけるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出の減少を主因に、前期比1,119百万円増加して、787百万円のマイナス（前年度1,907百万円のマイナス）となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、前年度比122百万円減少して12,747百万円となりました。

内訳は、資金運用収益が前年度比285百万円減少の13,599百万円、資金調達費用が前年度比162百万円減少の852百万円であります。

役務取引等収支は、前年度比56百万円減少して541百万円となりました。

内訳は、役務取引等収益が前年度比41百万円減少の3,265百万円、役務取引等費用が前年度比15百万円増加の2,723百万円であります。

その他業務収支は、前年度比570百万円増加して593百万円となりました。

内訳は、その他業務収益が前年度比5,038百万円増加の5,206百万円、その他業務費用が前年度比4,468百万円増加の4,613百万円であります。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	12,734	262	126	12,870
	当連結会計年度	12,360	379	7	12,747
うち資金運用収益	前連結会計年度	13,413	644	173	13,885
	当連結会計年度	12,988	724	112	13,599
うち資金調達費用	前連結会計年度	678	382	46	1,015
	当連結会計年度	627	344	120	852
役務取引等収支	前連結会計年度	677	6	72	598
	当連結会計年度	619	6	70	541
うち役務取引等収益	前連結会計年度	3,364	14	72	3,306
	当連結会計年度	3,323	13	70	3,265
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,687	20	-	2,708
	当連結会計年度	2,704	19	-	2,723
特定取引収支	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち特定取引収益	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
その他業務収支	前連結会計年度	200	16	160	22
	当連結会計年度	812	5	225	593
うちその他業務収益	前連結会計年度	289	38	160	168
	当連結会計年度	5,647	13	454	5,206
うちその他業務費用	前連結会計年度	89	55	-	145
	当連結会計年度	4,835	7	229	4,613

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

資金運用勘定合計は、前年度比で平均残高は59,770百万円減少して1,127,219百万円、利息は285百万円減少して13,599百万円、利回りは0.04%上昇して1.20%となりました。

資金調達勘定合計は、前年度比で平均残高は58,757百万円減少して1,170,312百万円、利息は162百万円減少して852百万円、利回りは0.01%低下して0.07%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	1,179,953	13,413	1.13
	当連結会計年度	1,124,439	12,988	1.15
うち貸出金	前連結会計年度	976,024	12,301	1.26
	当連結会計年度	957,820	11,930	1.24
うち商品有価証券	前連結会計年度	160	1	1.04
	当連結会計年度	150	1	1.02
うち有価証券	前連結会計年度	158,898	1,008	0.63
	当連結会計年度	94,932	946	0.99
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	98	0	0.01
	当連結会計年度	11,984	3	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	3,363	30	0.90
	当連結会計年度	3,831	31	0.82
資金調達勘定	前連結会計年度	1,222,020	678	0.05
	当連結会計年度	1,167,515	627	0.05
うち預金	前連結会計年度	1,117,348	618	0.05
	当連結会計年度	1,127,171	473	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	12,184	3	0.02
	当連結会計年度	11,325	3	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	758	0	0.00
	当連結会計年度	415	0	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,068	0	0.00
	当連結会計年度	181	0	0.01
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	88,252	2	0.00
	当連結会計年度	27,553	106	0.38

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の連結子会社については、月末毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度245百万円、当連結会計年度360百万円)を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	48,762	644	1.32
	当連結会計年度	62,808	724	1.15
うち貸出金	前連結会計年度	964	28	2.97
	当連結会計年度	442	5	1.35
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	44,951	593	1.32
	当連結会計年度	59,642	713	1.19
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	662	14	2.17
	当連結会計年度	-	-	-
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	48,774	382	0.78
	当連結会計年度	62,825	344	0.54
うち預金	前連結会計年度	7,128	5	0.07
	当連結会計年度	7,082	5	0.07
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	2	0	2.46
	当連結会計年度	-	-	-
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	166	0	0.00
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

- (注) 1 国際業務部門は当社の外貨建取引であります。
2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度 百万円、当連結会計年度 百万円)を控除して表示しております。
3 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末 T T 仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高 (百万円)			利息 (百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ()	合計	小計	相殺消去額 ()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,228,716	41,725	1,186,990	14,058	173	13,885	1.16
	当連結会計年度	1,187,247	60,027	1,127,219	13,712	112	13,599	1.20
うち貸出金	前連結会計年度	976,989	197	976,792	12,330	2	12,328	1.26
	当連結会計年度	958,263	3,861	954,402	11,936	34	11,901	1.24
うち商品有価証券	前連結会計年度	160	-	160	1	-	1	1.04
	当連結会計年度	150	-	150	1	-	1	1.02
うち有価証券	前連結会計年度	203,849	-	203,849	1,602	126	1,475	0.72
	当連結会計年度	154,574	-	154,574	1,660	30	1,630	1.05
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	761	-	761	14	-	14	1.89
	当連結会計年度	11,984	-	11,984	3	-	3	0.02
うち買現先勘定	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	3,363	120	3,243	30	0	30	0.93
	当連結会計年度	3,831	450	3,380	31	0	31	0.93
資金調達勘定	前連結会計年度	1,270,795	41,725	1,229,069	1,061	46	1,015	0.08
	当連結会計年度	1,230,340	60,027	1,170,312	972	120	852	0.07
うち預金	前連結会計年度	1,124,477	120	1,124,357	623	0	623	0.05
	当連結会計年度	1,134,254	450	1,133,803	479	0	479	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	12,184	-	12,184	3	-	3	0.02
	当連結会計年度	11,325	-	11,325	3	-	3	0.02
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	761	-	761	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	415	-	415	0	-	0	0.00
うち売現先勘定	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,235	-	2,235	0	-	0	0.00
	当連結会計年度	181	-	181	0	-	0	0.01
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	88,252	197	88,055	2	2	0	0.00
	当連結会計年度	27,553	3,861	23,692	106	34	71	0.30

(注) 相殺消去額は、連結会社間取引の平均残高、利息と国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高、利息であります。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前年度比41百万円減少して3,265百万円となりました。

主な内訳は預金・貸出業務901百万円、為替業務787百万円であります。

役務取引等費用は、前年度比15百万円増加して2,723百万円（うち為替業務154百万円）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	3,364	14	72	3,306
	当連結会計年度	3,323	13	70	3,265
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	862	-	-	862
	当連結会計年度	901	-	-	901
うち為替業務	前連結会計年度	769	14	-	783
	当連結会計年度	773	13	-	787
うち証券関連業務	前連結会計年度	811	-	-	811
	当連結会計年度	769	-	-	769
うち代理業務	前連結会計年度	395	-	-	395
	当連結会計年度	318	-	-	318
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	22	-	-	22
	当連結会計年度	21	-	-	21
うち保証業務	前連結会計年度	57	0	-	57
	当連結会計年度	61	0	-	61
役務取引等費用	前連結会計年度	2,687	20	-	2,708
	当連結会計年度	2,704	19	-	2,723
うち為替業務	前連結会計年度	143	10	-	153
	当連結会計年度	144	9	-	154

- (注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,131,366	8,141	426	1,139,081
	当連結会計年度	1,125,839	8,421	164	1,134,096
うち流動性預金	前連結会計年度	572,303	-	411	571,892
	当連結会計年度	605,935	-	164	605,770
うち定期性預金	前連結会計年度	556,994	-	15	556,979
	当連結会計年度	517,194	-	-	517,194
うちその他	前連結会計年度	2,068	8,141	-	10,210
	当連結会計年度	2,710	8,421	-	11,131
譲渡性預金	前連結会計年度	17,081	-	-	17,081
	当連結会計年度	3,046	-	-	3,046
総合計	前連結会計年度	1,148,448	8,141	426	1,156,163
	当連結会計年度	1,128,885	8,421	164	1,137,142

- (注) 1 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
4 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	983,953	100.00	950,472	100.00
製造業	71,261	7.24	73,669	7.75
農業、林業	4,253	0.43	4,042	0.43
漁業	65	0.01	47	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	368	0.04	420	0.04
建設業	44,381	4.51	45,955	4.84
電気・ガス・熱供給・水道業	15,223	1.55	15,683	1.65
情報通信業	6,840	0.69	8,447	0.89
運輸業、郵便業	21,323	2.17	21,988	2.31
卸売業、小売業	66,282	6.74	63,916	6.72
金融業、保険業	103,157	10.48	64,346	6.77
不動産業、物品賃貸業	62,792	6.38	64,774	6.82
各種サービス業	82,771	8.41	83,259	8.76
地方公共団体	146,367	14.88	142,851	15.03
その他	358,863	36.47	361,068	37.99
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	983,953		950,472	

(注) 「国内」とは当社及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)
該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	72,441	-	-	72,441
	当連結会計年度	38,863	-	-	38,863
地方債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	3,534	-	-	3,534
社債	前連結会計年度	31,852	-	-	31,852
	当連結会計年度	31,104	-	-	31,104
株式	前連結会計年度	7,026	-	821	6,204
	当連結会計年度	5,186	-	821	4,364
その他の証券	前連結会計年度	14,214	62,085	-	76,300
	当連結会計年度	8,640	68,117	-	76,757
合計	前連結会計年度	125,534	62,085	821	186,799
	当連結会計年度	87,328	68,117	821	154,624

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。
3 相殺消去額は、連結会社間取引の相殺消去額であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1 連結自己資本比率(2/3)	8.07
2 連結における自己資本の額	494
3 リスク・アセットの額	6,121
4 連結総所要自己資本額	244

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	2020年3月31日
1 自己資本比率(2/3)	8.09
2 単体における自己資本の額	486
3 リスク・アセットの額	6,014
4 単体総所要自己資本額	240

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当社の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。
- 2 危険債権
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。
- 3 要管理債権
要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。
- 4 正常債権
正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年3月31日	2020年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	47	36
危険債権	149	145
要管理債権	25	31
正常債権	9,872	9,580

< 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 >

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は以下のとおりであります。
なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

(1) 自己資本比率について(連結)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増減 (百万円)
自己資本比率	8.00%	8.07%	0.07%
自己資本	48,564	49,414	849
リスクアセット	606,796	612,187	5,391

連結自己資本比率(国内基準)は、前期比0.07%上昇し、8.07%となりました。国内基準で必要とされている4%を大きく上回っております。これは、中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」の2020年度目標である自己資本比率8%以上の達成に向けて、リスクアセットの適切なコントロールの徹底に努めた結果であります。

(2) 資産・負債の増減について

預金

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増減 (百万円)
預金	1,139,081	1,134,096	4,985
うち個人預金	871,781	865,851	5,929

預金は、インターネット支店の金利引き下げによる定期預金の減少を主因に、前期末比49億85百万円減少して1兆1,340億96百万円となりました。これは、低金利環境を見据えたポートフォリオの改善に計画的に取り組み、貸出金・有価証券の減少に合わせて定期預金を減少させたことによるものであります。

貸出金

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増減 (百万円)
貸出金	983,953	950,472	33,481
うち中小企業向け貸出(単体) (市場性ローン除く)	326,539	335,296	8,757
うち個人ローン(単体)	356,245	358,713	2,467
事業者貸出先数(単体)	10,530先	10,817先	287先

貸出金は、前期末比334億81百万円減少し、9,504億72百万円となりました。これは、低金利環境を見据えたポートフォリオの改善に計画的に取り組み、政策的な運用を行ってきました仕組ローンなどの大企業向け貸出や地公体向け貸出などを減少させたことによるものであります。一方、注力しています中小企業向け貸出は、前期末比87億57百万円増加して、3,352億96百万円となりました。

事業者貸出先数は、「本業支援」「最適提案」の深化をはじめとする営業戦略を実施した結果、前期比287先増加し、10,817先となりました。これは、中期経営計画「第2次 みらい創生プラン」の2020年度目標である事業者貸出先数11,000先の達成に向けて、積極的な営業活動に努めた結果であります。

有価証券

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増減 (百万円)
有価証券	186,799	154,624	32,174
株式	6,204	4,882	1,322
債券	104,294	73,502	30,791
その他	76,300	76,240	59

有価証券は、前期末比321億74百万円減少して1,546億24百万円となりました。これは、低金利環境を見据えたポートフォリオの改善に計画的に取り組み、金利リスクの大きい低利回りの国債などを圧縮したことによるものであります。

(3) 資金運用収支について

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減 (百万円)
資金運用収支	12,870	12,747	122
うち貸出金利息	12,328	11,901	427
うち有価証券利息配当金	1,477	1,630	152
うち預金利息(譲渡性預金利息含む)	626	482	144
うちコールマネー利息及び売渡手形利息	0	0	0

当連結会計年度はマイナス金利政策が続く金融環境のもと、貸出金利息が前期比 427百万円、有価証券利息は前期比+152百万円、預金利息は前期比 144百万円となり、資金運用収支は前期比122百万円の減益となりました。今後も引き続き貸出金利の低下が予想されることから、当社のビジネスモデルである「本業支援」「最適提案」の深化をはじめとする営業戦略を実施し、収益力の強化に努めてまいります。

(4) 不良債権額について

リスク管理債権(連結)

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増減 (百万円)
リスク管理債権	21,987	21,116	870

当連結会計年度は、破綻先債権額及び貸出条件緩和債権額が増加しましたが、延滞債権額及び3か月以上延滞債権額が減少した結果、前期比870百万円減少いたしました。

金融再生法開示債権(単体)

	前事業年度末 (百万円)	当事業年度末 (百万円)	増減 (百万円)
金融再生法開示債権	22,046	21,203	842
金融再生法開示債権比率	2.18%	2.16%	0.02%

当事業年度は、破産更生等債権、危険債権が減少した結果、前期比842百万円減少し、金融再生法開示債権比率は、0.02%低下いたしました。

(5) キャッシュ・フローの状況について

	前連結会計年度末 (百万円)	当連結会計年度末 (百万円)	増減 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,409	23,805	34,603
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,743	27,929	11,813
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,907	787	1,119
現金及び現金同等物	61,397	64,733	3,336

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少を中心に、前期比34,603百万円増加となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が減少したことを主因に前期比11,813百万円減少となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出が減少したことから、1,119百万円増加となりました。その結果、現金及び現金同等物は、前期比3,336百万円増加し、64,733百万円となりました。

(6) 資本の財源及び資金の流動性について

当社グループの中核事業は銀行業であり、お客さまからお預かりした預金を主たる資金調達手段とし、貸出金、有価証券等を資金運用手段としております。

当社グループは、市場環境を踏まえながら、資金調達、運用の安定を図るため、安定的な資金調達手段としての預金の増強を図ると共に、流動性の高い国債等により予期しない資金流出に備えております。また、資金繰りについては、定期的にモニタリングを実施することにより、状況把握や対応策を協議しております。

なお、当面の設備投資および株主還元等は、自己資金で対応する予定としております。

(7) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されており、この連結財務諸表作成に当たっては、連結財務諸表に含まれる金額が、将来事象の結果に依存するために確定できない場合又はすでに発生している事象に関する情報を適時に入手できないために確定できない場合等に会計上の見積り及び仮定設定を行わなければなりません。当社グループは、過去の実績や状況を分析し合理的であると考えられる様々な要因を考慮して見積りや判断を行い、その結果が連結財務諸表における資産・負債及び収益・費用の計上金額の基礎となります。当社グループは、連結財務諸表に含まれる会計上の見積り及び判断の適切性、必要性に対して、継続して評価を行っておりますが、実際の結果は見積りに特有の不確実性があるために、これら見積り時の計上金額と異なる結果となる可能性があります。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表の作成において使用される見積りと判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

貸倒引当金

当社グループは、適切な償却・引当を実施するための準備作業として、自己査定を実施しております。自己査定とは、金融機関が信用リスクを管理するための手段であり、当社グループが保有する全資産の実態を自己責任原則のもと自ら査定し、回収の危険性又は毀損の危険性の度合いに従って分類区分するプロセスであります。当社グループはこの自己査定の結果に基づき、期末現在の債権を、正常先債権、要注意先債権、破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権の5つに区分し、それぞれの区分に応じて、貸倒等の実態を踏まえ債権の将来の予想損失額等を適時かつ適切に見積ることにより、信用リスクの程度に応じた貸倒引当金を計上しております。

しかしながら、貸出先等の財政状態が当初予想した範囲以上に悪化し、その支払能力が低下した場合には、貸倒引当金の積増しが必要となる可能性があります。

繰延税金資産

当社グループは、将来の合理的な期間内の課税所得に関する見直しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上に関する判断は、毎決算期末時点において実施しておりますが、実際の課税所得の推移等により前連結会計年度に計上した繰延税金資産の一部又は全額の回収ができないと判断した場合には、当社グループの繰延税金資産を取り崩し、同額を費用として計上することとなります。また、将来の課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないこと又は当社グループによる将来の一定の行為の実施についての意思決定又は実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に当社グループの繰延税金資産を取り崩し、同額を費用として計上することとなります。

退職給付に係る負債

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付費用及び退職給付債務は、割引率、予定昇給率、退職率及び死亡率等の数理計算において用いる前提条件に基づいて算出されております。

実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、その影響は数理計算上の差異あるいは過去勤務費用として累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。

固定資産の減損会計

当社グループは、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった固定資産の帳簿価額を、回収可能価額まで減額する会計処理を適用しております。

同会計処理の適用に当たっては、営業活動から生ずる損益の継続的低下や地価の著しい下落等によって減損の兆候が見られる場合に減損の有無を検討しております。減損の検討には将来キャッシュ・フローの見積額を用いており、減損の認識が必要と判断された場合には、帳簿価額が回収可能価額を上回る金額を減損しております。なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値、又は正味売却価額のいずれか高い金額によって決定しております。

将来の営業活動から生ずる損益の悪化、使用範囲又は方法についての変更、経営環境の著しい悪化、市場価格の著しい下落等により減損の認識が必要となった場合、また、見積りの前提条件の変更等により将来キャッシュ・フローの見積額が減少することとなった場合には、追加的な減損処理が必要となる可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響は、年度後半から持ち直すものと想定し、主に当社の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないとの仮定をおいて貸倒引当金を算定しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が想定を超えて変化した場合には、損失額が増加する可能性があります。

(8) 経営成績

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減 (百万円)
連結粗利益	13,491	13,882	390
資金利益	12,870	12,747	122
役務取引等利益	598	541	56
特定取引利益	-	-	-
その他業務利益	22	593	570
営業経費	11,685	11,741	55
貸倒償却引当費用	503	338	165
貸出金償却	197	156	40
個別貸倒引当金繰入額	685	100	584
一般貸倒引当金繰入額	295	23	318
貸出金等売却損	11	2	8
偶発損失引当金繰入額	96	129	32
貸倒引当金戻入益	-	-	-
償却債権取立益	190	65	124
その他貸倒関係損益	0	7	6
株式等関係損益	161	180	342
持分法による投資損益	42	-	42
その他	395	371	23
経常利益	1,900	1,993	92
特別損益	439	14	453
税金等調整前当期純利益	2,340	1,979	361
法人税、住民税及び事業税	594	329	265
法人税等調整額	7	278	286
親会社株主に帰属する当期純利益	1,753	1,371	382

連結粗利益

連結粗利益は、貸出金利息の減少による資金利益の減少や役務取引等利益が減少したものの、前年度に連結子会社化したトマトリース株式会社の増加影響により、前期比3億90百万円増益の138億82百万円となりました。

経常利益

経常利益は、前年度に連結子会社化したトマトリース株式会社の増加影響などにより、前期比92百万円増益の19億93百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益は、経常利益は増加したものの、前年度に連結子会社化したことによる負ののれん発生益の計上がなくなったことにより、前期比3億82百万円減益の13億71百万円となりました。

なお、中期経営計画「第2次 未来創生プラン」の2020年度目標と2019年度実績については、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等(1)経営方針」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、銀行業ではお客様の利便性向上を中心に行い、設備投資額は707百万円となりました。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
当社		本店他53店	岡山県 岡山市北区 他	銀行業	店舗	50,470 (6,537)	6,492	2,774	1,148	458	10,874	707
		福山支店	広島県	銀行業	店舗	451	183	48	2		233	10
		神戸支店他3 店	兵庫県	銀行業	店舗	965	291	189	9		490	31
		大阪支店	大阪府	銀行業	店舗			0	0		0	7
		東京支店	東京都	銀行業	店舗			0	0		0	6
		いわい寮 他6か所	岡山県 岡山市北区 他	銀行業	社宅・ 寮	3,921	283	156	1		442	
		住宅ローン センター岡山 他7か所	岡山県 岡山市北区 他	銀行業	その他 の施設	2,380 ()	400	211	10		622	26
連結 子会社	トマト ビジネス 株式会社		岡山県 岡山市北区	銀行業	店舗				0		0	24
連結 子会社	トマト カード 株式会社		岡山県 岡山市北区	その他	店舗				1		1	5
連結 子会社	トマト リース 株式会社		岡山県 岡山市北区	リース 業	店舗			0	0	20	21	11

(注) 1 土地の面積欄の()内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め222百万円であります。

2 動産は、事務機械932百万円、その他243百万円であります。

3 当社の店舗外現金自動設備57か所は上記に含めて記載しております。

4 従業員数は、就業人員を記載しており、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中的である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当社	本店他	岡山県他	新設	銀行業	事務機械	483	367	自己資本		

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000,000
第1回A種優先株式	7,000,000
第2回A種優先株式	7,000,000
計	35,000,000

(注) 普通株式と第1回A種優先株式、第2回A種優先株式の発行可能株式総数は併せて35,000,000株を超えないものとしてします。

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,679,030	11,679,030	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
第1回A種 優先株式	7,000,000	7,000,000		単元株式数は100株であります。(注)
計	18,679,030	18,679,030		

(注) 第1回A種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第1回A種優先配当金の額

当銀行は、定款第32条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)または第1回A種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回A種優先登録株式質権者」といい、第1回A種優先株主とあわせて「第1回A種優先株主等」という。)に対し、普通株主および普通登録株式質権者(以下あわせて「普通株主等」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に対し、年率2.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日(2017年3月31日に終了する事業年度にあっては2016年12月12日。いずれにおいても同日を含む。)から当該配当の基準日(同日を含む。)までの期間につき月割計算(ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。)により算出される額の金銭を支払う(以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第1回A種優先配当金」という。)。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1回A種優先株主等に対して下記に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。定款第32条の規定は、第1回A種優先配当金および第1回A種優先中間配当金についてこれを準用する。

なお、上記の計算により、第1回A種優先株式配当金は、第1回A種優先株式1株につき25円を支払うものとする。

非累積条項

ある事業年度において第1回A種優先株主等に対してする剰余金の配当の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主等に対しては、第1回A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

第1回A種優先中間配当金

当銀行は、定款第32条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記録された第1回A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2) 残余財産

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）の金銭を支払う。第1回A種優先株主等に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第1回A種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。

当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第1回A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2021年12月13日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、第1回A種優先株主等に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第1回A種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を第1回A種優先株主に対して交付するものとする。なお、当銀行が第1回A種優先株式の一部を取得する場合は、取得する第1回A種優先株式は按分比例の方法により決定するものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1回A種優先株式の取得と引換えに、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間につき当該事業年度における第1回A種優先配当金の額を月割計算（ただし、1か月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）して算出される額を加算した額の金銭を交付する。ただし、取得日の属する事業年度において第1回A種優先株主等に対して第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(5) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2026年12月14日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日において当銀行に取得されていない第1回A種優先株式の全てを一斉取得する。この場合、当銀行は、第1回A種優先株式を取得するのと引換えに、各第1回A種優先株主に対し、その有する第1回A種優先株式数に第1回A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1回A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。第1回A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額（下記に定義する。以下同じ。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

下限取得価額

下限取得価額は、1,137円とする（ただし、下記による調整を受ける。）。

下限取得価額の調整

イ．第1回A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限取得価額を次に定める算式（以下「下限取得価額調整式」という。）により調整する（以下調整後の下限取得価額を「調整後下限取得価額」という。）。下限取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{下限取得} \\ \text{価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行} \\ \text{普通株式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{交付普通} \\ \text{株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行普通株式数} \\ + \\ \text{交付普通株式数} \end{array}} \times \begin{array}{r} \text{1株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}$$

(i) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記Ⅷ.(i)に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または、当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後下限取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後下限取得価額は、株式の分割により増加する普通株式の数（ただし、基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)並びに下記八.(iv)において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後下限取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記に関わらず、上記の当該取得請求権付株式等の払込期日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後下限取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されたとした場合に交付される普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、価額決定日の翌日以降、これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための修正を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が下限取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後下限取得価額は、修正日に残存する当該取得請求権付株式の全部が修正価額で取得または行使されたとした場合に交付されることとなる普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、修正日の翌日以降、これを適用する。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに、下限取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式の数を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、当該取得条項付株式等の取得日の翌日以降、これを適用する。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後下限取得価額は、併合により減少する普通株式の数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示した数値を交付普通株式数とみなして下限取得価額調整式を適用して算出し、株式の併合の効力発生日以降、これを適用する。

ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、下限取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限取得価額に変更される。

八.(i) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後下限取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の当銀行の普通株式の終値の平均値（平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。

(ii) 下限取得価額調整式に使用する「調整前下限取得価額」は、調整後下限取得価額を適用する日の前日において有効な下限取得価額とする。

(iii) 下限取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において「交付普通株式数」とみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後下限取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除した数に当該下限取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

(iv) 下限取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ．上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

へ．上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後下限取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト．下限取得価額調整式により算出された上記イ.柱書後段を適用する前の調整後下限取得価額と調整前下限取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、下限取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限取得価額調整式による下限取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限取得価額を算出する場合には、下限取得価額調整式中の調整前下限取得価額に代えて調整前下限取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

合理的な措置

上記 および に定める下限取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、下限取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(6) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1回A種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1回A種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(7) 優先順位

第1回A種優先株式と当銀行の発行する他の種類の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

(8) 単元株式数

第1回A種優先株式の単元株式数は100株とする。

(9) 法令変更等

法令の変更等に伴い第1回A種優先株式発行要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(10) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

第1回A種優先株式は、適切な資本政策を実行することを目的としたものであり、既存株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年10月1日 (注)1	105,111	11,679		14,310		12,640
2016年12月12日 (注)2	7,000	18,679	3,500	17,810	3,500	16,140

(注)1 2016年6月28日開催の第133期定時株主総会決議により、2016年10月1日付で普通株式10株を1株にする株式併合を実施いたしました。

2 第1回A種優先株式の発行による増加であります。

第三者割当(第1回A種優先株式)

発行価格 1,000円 資本組入額 500円

割当先 株式会社もみじ銀行、株式会社中国銀行、朝日生命保険相互会社、株式会社あおぞら銀行
株式会社きらやか銀行、興銀リース株式会社、NECキャピタルソリューション株式会社
株式会社鳥取銀行、備前信用金庫、山佐株式会社、株式会社第三銀行、日生信用金庫
全国保証株式会社、おかやま信用金庫、玉島信用金庫、吉備信用金庫、津山信用金庫
備北信用金庫、笠岡信用組合

3 興銀リース株式会社は、2019年10月1日付で、みずほリース株式会社へ商号を変更しております。

4 備前信用金庫と日生信用金庫は、2020年2月10日付で合併し、備前日生信用金庫となっております。

(5) 【所有者別状況】

普通株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	7	45	23	832	51	1	4,963	5,922	
所有株式数 (単元)	2,339	51,856	898	26,898	3,534	1	30,261	115,787	100,330
所有株式数 の割合(%)	2.02	44.78	0.77	23.23	3.05	0.00	26.13	100.00	

(注)1 自己株式187,980株は「個人その他」に1,879単元、「単元未満株式の状況」に80株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、1単元含まれております。

第1回A種優先株式

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)		14		4				18	
所有株式数 (単元)		56,000		14,000				70,000	
所有株式数 の割合(%)		80.00		20.00				100.00	

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	2020年3月31日現在
			発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	1,340	7.24
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15-20	1,339	7.24
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6-1	1,266	6.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	717	3.88
株式会社きらやか銀行	山形県山形市旅籠町3丁目2番3号	525	2.84
株式会社あおぞら銀行	東京都千代田区麹町6丁目1番地の1	500	2.70
みずほリース株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目2番6号	500	2.70
NECキャピタルソリューション株式会社	東京都港区港南2丁目15番3号	500	2.70
備前日生信用金庫	岡山県備前市伊部1660番地の7	500	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	489	2.64
計		7,678	41.52

- (注) 1 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 717千株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 489千株
 2 興銀リース株式会社は、2019年10月1日付で、みずほリース株式会社へ商号を変更しております。
 3 備前信用金庫は、2020年2月10日付で日生信用金庫と合併し、備前日生信用金庫となっております。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	2020年3月31日現在
			総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,179	6.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,897	4.29
トマト銀行職員持株会	岡山市北区番町2丁目3番4号	4,390	3.85
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	3,600	3.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,539	3.10
株式会社もみじ銀行	広島市中区胡町1番24号	3,404	2.98
株式会社中国銀行	岡山市北区丸の内1丁目15-20	3,390	2.97
朝日生命保険相互会社	東京都千代田区大手町2丁目6番1号	2,660	2.33
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	2,000	1.75
岡山県	岡山市北区内山下2丁目4-6	1,980	1.73
計		37,039	32.51

- (注) 上記の信託銀行所有議決権数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 7,179個
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 4,897個
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,539個

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 7,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 187,900		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,390,800	113,908	同上
単元未満株式	普通株式 100,330		同上
発行済株式総数	18,679,030		
総株主の議決権		113,908	

(注)1 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の(注)を参照してください。

2 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トマト銀行	岡山市北区番町2丁目3番4号	187,900	-	187,900	1.00
計		187,900	-	187,900	1.00

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、2020年6月26日開催の第137期定時株主総会の決議により、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下同じ。)を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することといたしました。

制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下「本信託」といいます。)が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に對して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、本株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結日までの3年間(以下「対象期間」といいます。)の間に在任する当社の取締役に對して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、当社取締役会で定める株式交付規程に定める時期(原則として取締役の退任時とします。)です。

信託契約の内容

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社の取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2020年8月(予定)
信託の期間	2020年8月~2023年8月(予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

取締役等に交付等が行われる株式の総数

3事業年度を対象として上限201,000株

本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲
当社の取締役のうち受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,518	1,583,224
当期間における取得自己株式	93	89,712

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式買増請求によるもの)	46	49,404		
保有自己株式数	187,980		188,073	

(注) 当期間における保有自己株式には、2020年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、銀行業を営む公共性の高い業種であり、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、配当についても安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回として、中間配当を行うことができる旨及び取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当期は、普通株式は基本方針に基づき中間配当として1株当たり25円、期末配当金として1株当たり25円の配当を実施いたしました。次期の普通株式の配当につきましては、年間50円（中間配当25円、期末配当25円）を予定しております。

また、当社は、2016年12月12日に第1回A種優先株式を発行いたしました。

当期の優先株式の配当につきましては、中間配当として1株当たり12円50銭、期末配当金として1株当たり12円50銭といたしました。次期の優先株式の配当につきましては、年間25円（中間配当12円50銭、期末配当12円50銭）を予定しております。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開及び財務体質の強化のための原資として、有効に投資していくこととしております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当社においては資本準備金及び利益準備金の合計額が定められた必要額に達しておりますため、当事業年度においては、当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上は行っておりません。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年11月12日 取締役会決議	普通株式	287	25.00
	第1回A種優先株式	87	12.50
2020年6月26日 定時株主総会決議	普通株式	287	25.00
	第1回A種優先株式	87	12.50

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「経営理念」「バンキング目標」に基づき、銀行業務を通じて「地域経済・社会の発展に貢献する」という地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を常に念頭において業務運営に努めております。

< 経営理念 >

「人をつくり 人につくす」

< バンキング目標 >

- (ア) 当社と取引するすべての関係者に経済的、文化的満足を提供する。
- (イ) 新たな豊かさを求める生活者にふさわしい、適切な金融サービスと情報のメリットを提供する。
- (ウ) 変化する活動環境の中で、自らの限界に挑戦しようとする事業体の活動を多面的に支援する。
- (エ) 国際的に評価される産業、文化の育成につとめ、地域の発展に貢献する。
- (オ) 社員主役の生気にあふれた、規律正しい職場づくりと、独自の企業文化形成をめざす。

当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させるため、次の基本的な考え方に基づいて、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に努めております。

- (ア) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (イ) 株主、お客さま、地域社会、社員などのステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (ウ) 非財務情報を含めた情報の適切な開示と、意思決定の透明性、公正性を確保する。
- (エ) 監査役会設置会社として、監査役会による監査機能を有効に活用するとともに、独立性の高い社外役員を複数名選任し、社外の視点による監督・監査機能を併せ持つことで、取締役会の監督機能の実効性を高める。
- (オ) 中長期的な企業価値の向上に向け、株主との建設的な対話に努める。

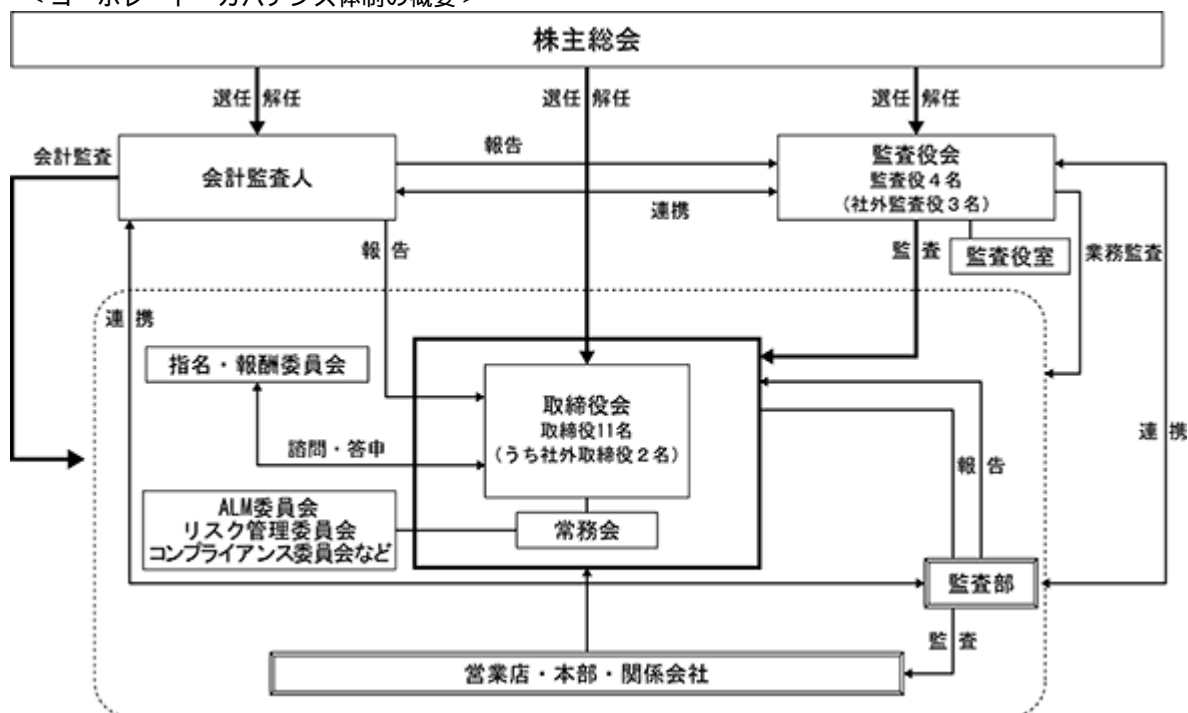
企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

ア 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、社外取締役を含む取締役会が経営を監督する機能を担い、社外監査役を含む監査役会が取締役を牽制する体制としております。

業務運営においては、業務執行上の協議機関である常務会の他、指名・報酬委員会、ALM委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等を設置し、監査部がそれらの運営状況の監視を行っております。

< コーポレート・ガバナンス体制の概要 >



当社のコーポレート・ガバナンスに係る主な機関の内容は、次のとおりであります。

(ア) 取締役会

取締役会は、取締役社長 高木晶悟、常務取締役 中山雅司、常務取締役 福井康人、常務取締役 坂手計之、常務取締役 富田洋之、取締役 横井手慎也、取締役 延永邦彦、取締役 井上正樹、取締役 中浩二、社外取締役 小川洋、社外取締役 上岡美保子の11名で構成され、取締役会規程に定められた重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行うことを目的として、毎月1回及びその他必要に応じて開催しております。

(イ) 監査役会

監査役会は、常勤監査役 古武卓弥、社外監査役 吉岡一巳、社外監査役 三宅昇、社外監査役 奥田哲也の4名で構成され、監査に関する重要な事項の報告を受け、協議、決議を行うことを目的に、常勤監査役 古武卓弥を議長として毎月1回及びその他必要に応じて開催し、取締役の職務執行の監督を行っております。

(ウ) 常務会

常務会は、取締役社長 高木晶悟、常務取締役 中山雅司、常務取締役 福井康人、常務取締役 坂手計之、常務取締役 富田洋之の5名で構成され、取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき業務執行上の重要事項を審議、決定すると共に、効率的業務運営を行うことを目的として、毎月3回及びその他必要に応じて開催しております。

(エ) 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役社長 高木晶悟、社外取締役 小川洋、社外取締役 上岡美保子の3名で構成され、社外取締役 小川洋を委員長として、取締役等の指名・報酬等に関する取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任を強化することを目的に、原則として年1回以上開催しております。

(オ) A L M委員会

A L M委員会は、取締役社長 高木晶悟を委員長として毎月1回及びその他必要に応じて開催し、資産と負債を機動的に管理し、リスク回避と収益増強を図ることを目的として、業務予算の総合調整、業務予算及び損益予算の予算実績管理、資金繰り等、その他運用・調達、収益管理に係る重要と認められる事項について協議しております。

(カ) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、取締役社長 高木晶悟を委員長として毎月1回及びその他必要に応じて開催し、主に内部管理態勢、リスク管理態勢の強化のための整備等に関する事項について協議を行っております。

(キ) コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、取締役社長 高木晶悟を委員長として原則として3か月に1回開催し、法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的としてコンプライアンス・プログラムに基づくコンプライアンス推進施策や、法務に関する審議案件について協議を行っております。

イ 当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、監査役は常勤監査役1名並びに社外監査役3名で構成されており、社外監査役3名は独立役員として届出を行っております。

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、監査の環境の整備及び社内の情報の収集に努め、内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視し検証するとともに、その職務の遂行上知りえた情報を他の監査役と共有しております。一方、社外監査役は、中立の立場から客観的な監査意見の表明に努めております。

さらに、監査役全員が取締役会に出席するほか、常勤監査役が常務会にも出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

上記の体制により、当社は、適正なコーポレート・ガバナンスが十分機能していると思われることから、現在の機関形態を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

ア 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において決議した以下の「株式会社の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）」に基づき、内部統制の充実強化を図ることとしております。

- (ア)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1 取締役が、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの適格性について、取締役選任前に取締役会がチェックする。
 - 2 当社が社会的責任と公共的使命を果たすため、取締役コンプライアンス規程にトマト銀行取締役行動規範を定める。
 - 3 取締役の法令等遵守態勢及び内部管理態勢に対する認識を強化し、高い職業倫理感を涵養するため、取締役を対象にしたコンプライアンスや内部管理態勢に関する外部研修に参加し、最新の情報収集を行うとともに継続的に意識の高揚を図る。
 - 4 取締役会は、法令等遵守方針に基づき法令等遵守に関する社内規程を策定し、組織内に周知させている。また、トマト銀行役職員行動規範において使用人の行動基準を定める。
 - 5 取締役会は、法令等遵守方針に基づいて、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を事業年度ごとに策定し、当社グループの組織全体に周知する。
 - 6 コンプライアンスに関する最高責任者を社長、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、本部にコンプライアンス統括部署を設置し、関係会社及び当社各店舗にコンプライアンス責任者を配置して法令等遵守の徹底を図る。
 - 7 管理職及びコンプライアンス担当者を対象にコンプライアンス研修を実施するほか、各店舗においても定期的にコンプライアンス研修を行う。
 - 8 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の推進について協議する。
 - 9 コンプライアンス統括部署に法令違反、規程違反、倫理的に問題がある事項等を社員が発見した場合の社内通報窓口を設置し、専用電話、電子メール等により相談を受け付ける体制をとることにより、当社及び関係会社における法令違反等の早期発見体制並びに自浄プロセス体制を確立する。
 - 10 事故防止のため、従業員の人事ローテーションを定期的を実施するとともに、連続休暇制度に加え、指定休務、僚店間トレード制度などにより、職場離脱を実施する。
 - 11 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求を拒絶する。
- (イ)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 1 社内の文書の作成、保存及び保管について定めた文書規程に基づいて、情報の保存及び管理を適切に行う。
 - 2 セキュリティポリシー及びプライバシーポリシーに基づいて、保有するすべての情報資産（情報および情報システム）や個人情報適切かつ安全に保存・管理する。
- (ウ)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1 リスク管理（基本）規程に基づいて、リスクカテゴリー別のリスク管理基本方針、リスク管理規程及び部門別のリスク管理マニュアル、信用リスク管理の基本方針としてクレジットポリシー、セキュリティ管理の基本方針としてセキュリティポリシーを定め、リスク管理を行う。
 - 2 リスク管理の統括部署を設置し、リスクを一元管理する。
 - 3 内部監査部署として監査部を設置し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を行う。
 - 4 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理全般に係る協議機関として、主に内部管理態勢・リスク管理態勢強化のための整備、リスク管理体制の一元化等に関わる事項について協議する。
 - 5 大規模災害の発生による損害で通常業務を行うことができなくなった場合を想定して業務継続計画を定め、重要業務の継続を迅速かつ効率的に行う。
- (エ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要がある場合には随時開催できる体制とする。
 - 2 効率的業務運営を行うために、取締役社長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役をもって構成する常務会において取締役会における業務執行に関する基本方針に基づき、業務執行上の重要事項を審議、決定する。
 - 3 職制規程及び業務分掌規程に基づいて、業務執行を円滑かつ効率的に行う。
- (オ)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 関係会社との緊密な連携のもと、関係会社が当社グループとしての事業目的を遂行できるよう適切な内部管理体制を構築し、業務の健全かつ適切な運営を行う。
 - 2 当社は、グループ経営管理として、関係会社から必要な報告を受け、協議する体制を構築する。
 - 3 当社の監査部が関係会社の内部管理態勢について監査を実施する。
 - 4 当社のコンプライアンス体制は、関係会社も含めた当社グループ全体を対象に当社のリスク管理統括部署が管理・統括し、当社グループの適正なコンプライアンス体制の確保を図る。
- (カ)監査役を補助すべき使用人に関する事項
- 監査役を補助するため、監査役室を設置し、監査役会と協議のうえで必要な人員を配置する。
- (キ)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1 監査役を補助するための使用人は、当社の業務執行部門の役職員を兼務せず、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関して、監査役以外の者から指揮命令を受けない。
 - 2 監査役を補助するための使用人の任命及び異動については、あらかじめ監査役会の同意を得る。
- (ク)当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1 法令等の違反行為、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、不祥事件が発覚した場合は、コンプライアンス統括責任者が取締役及び監査役へ報告する。
 - 2 当社及び子会社の取締役及び使用人は、他の取締役及び使用人が法令、定款もしくは取締役行動規範、社内規

程に違反した行為があると思料するときは、直ちに監査役へ報告する。

- 3 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないよう、必要な体制を整備する。

(ケ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 取締役は、株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたって、監査役会とあらかじめ協議する。
- 2 監査役は、取締役会はもとより、常務会その他の重要な会議に出席できる。
- 3 監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換する。
- 4 内部監査部門は、内部監査で得た情報を監査役に提供する等緊密な連携を保ち、監査役の円滑な業務の遂行に協力する。
- 5 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行う。

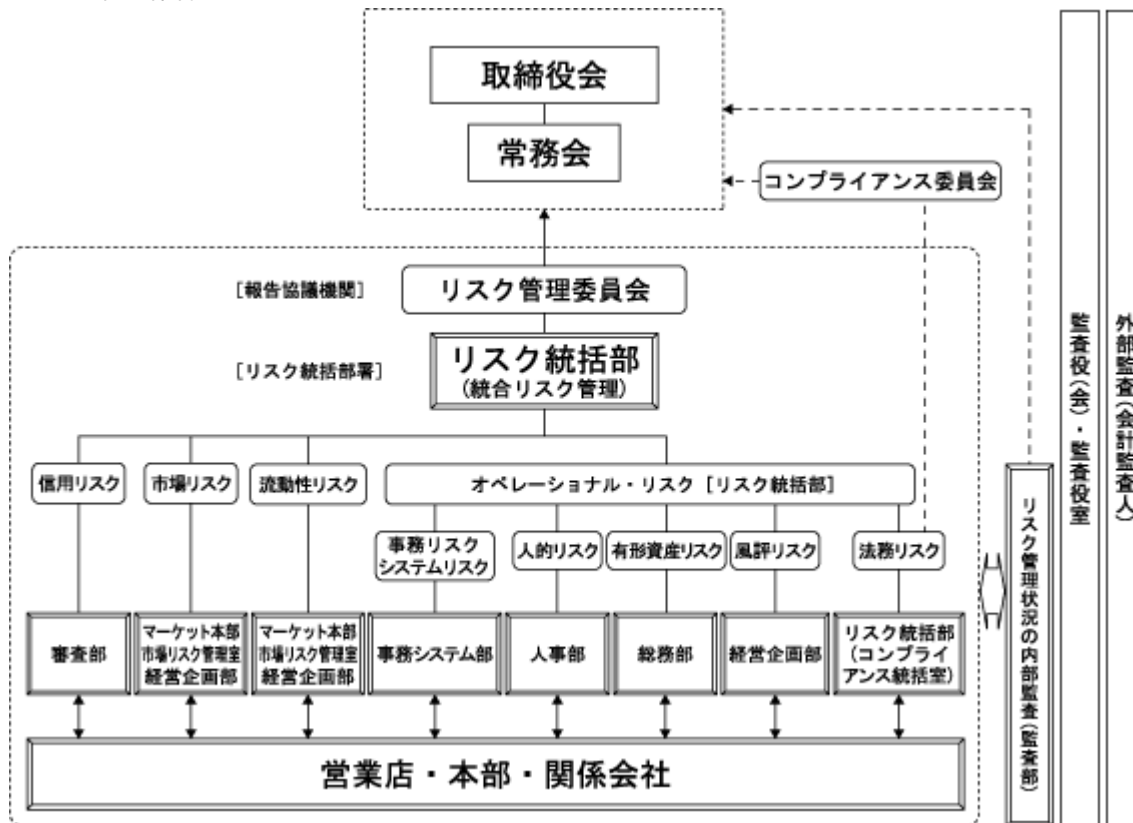
イ リスク管理体制の整備の状況

リスク管理の統括部署は、リスク統括部とし、リスク統括部の統合リスク管理チームが全社的なミドルオフィスとしてリスクの統括管理を担当しております。主要なリスクについては、リスクの種類ごとに主管部署を定め、所管するリスクの管理状況を総合的に管理し、主管部署をはじめ、営業店、本部及び関係会社は、リスク統括部の各種リスク管理規程の策定・改定各種リスクのモニタリング要請等に速やかに対応することとしております。

また、当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的とし、リスク管理基本規程を制定しております。

リスク管理委員会は、当事業年度においては14回開催し、各リスクを一元的に収集・分類することにより、重要リスクを特定してリスクへの対応を図り、危機管理に必要な体制を整備しております。また災害を想定した訓練も適宜行っております。

< リスク管理体制 >



ウ コンプライアンス体制について

コンプライアンス態勢の整備の状況については、高い公共性を有する金融機関として社会的責任や使命を適切に果たすために、コンプライアンスは絶対的優先課題であることを認識し、その実現のため法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、組織的に取り組んでおります。

取締役は、公正な職務執行による健全な業務運営を通じて、社会的責任と公共的使命を果すべく制定された取締役行動規範を遵守しております。社員については、法令遵守に係る基本方針と遵守基準を示した役職員行動規範並びに銀行員として遵守すべき法令等を解説した法令遵守マニュアルからなるコンプライアンス・マニュアルを整備し、法令等遵守方針に基づき、年度ごとにコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画及び仕組みを定めたコンプライアンス・プログラムを策定し、規程等の整備、モニタリング体制の整備、社員の研修等を実施しております。

コンプライアンスに関する組織体制については、最高責任者を社長とし、コンプライアンス統括部署担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、リスク統括部コンプライアンス統括室を統括部署としております。また、コンプライアンス委員会は、当事業年度においては4回開催し、コンプライアンスに関する課題の把握と、その対応策の立案・実施を行っており、また、役職員への教育・啓蒙を目的として、毎年度策定する「コンプライアンス・プログラム」に基づき、研修を実施しております。

エ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記 ア 内部統制システムの整備の状況 (オ)に記載の通りであります。

オ 会社法第427条第1項に規定する責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

カ 取締役の定数

当社の取締役は14名以内とする旨を定款で定めております。

キ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ク 自己の株式の取得

当社は、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ケ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

コ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を持って行う旨を定款に定めております。

サ 株式の種類による議決権の有無等の差異及び理由

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを目的として、会社法第108条第1項第3号に定める内容(いわゆる議決権制限)について普通株式とは異なる定めをした議決権のないA種優先株式を発行しております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率6.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役社長 (代表取締役) 監査部担当	高木 晶 悟	1950年9月27日生	1973年3月 1991年6月 1996年6月 1998年6月 1999年6月 2000年4月 2001年6月 2002年10月 2004年6月 2005年6月 2006年6月 2012年4月 2014年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 企画部長 野田支店長 東京支店長兼東京事務所長 取締役経営企画部長 取締役経営統括部長 取締役第2エリア統括本部長 取締役第1エリア長 取締役営業本部長兼営業統括部長 常務取締役経営企画部長 専務取締役 取締役副社長 取締役社長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 221
常務取締役 営業本部長 秘書室担当	中山 雅 司	1958年1月16日生	1981年4月 1997年10月 1999年6月 2001年6月 2004年2月 2005年6月 2007年4月 2008年6月 2010年6月 2011年6月 2013年6月 2019年5月 2019年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 福渡支店長 中島支店長 新見支店長 水島支店長 審査部審査役 総社支店長 執行役員倉敷支店長 取締役倉敷支店長 取締役本店営業部長 常務取締役営業本部長 常務取締役営業本部長兼第3エリア長 常務取締役営業本部長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 85
常務取締役 審査部、企業サポート部、 人事部担当	福井 康 人	1958年7月14日生	1981年4月 2009年2月 2009年2月 2009年6月 2010年4月 2010年5月 2010年5月 2010年6月 2013年6月 2019年3月 2020年6月	第一勧業銀行(現みずほ銀行)入行 みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行) 広島営業部参事役 営業本部副本部長(みずほコーポレート 銀行(現みずほ銀行)より出向) 執行役員営業本部副本部長兼第1エリア 長(同上) みずほコーポレート銀行(現みずほ銀行) 退職 トマト銀行入社 執行役員営業本部副本部長兼第1エリア 長 取締役第1エリア長 常務取締役 常務取締役企業サポート部長 常務取締役(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 72
常務取締役 マーケット本部長 総務部担当	坂手 計 之	1959年5月25日生	1982年4月 2000年4月 2001年6月 2002年7月 2004年2月 2006年11月 2007年2月 2008年6月 2010年2月 2013年6月 2014年7月 2016年6月 2018年6月 2019年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 営業支援部調査役 児島支店副支店長兼琴浦支店長 津高支店長 竜操支店長 営業本部副部長兼営業支援室長 営業本部副部長 野田支店長 執行役員津山支店長 取締役倉敷支店長 取締役倉敷営業部長 取締役本店営業部長 取締役マーケット本部長 常務取締役マーケット本部長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 58

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
常務取締役 事務システム部、 リスク統括部、 経営企画部担当	富田 洋之	1960年5月14日生	1984年4月 2003年6月 2003年10月 2008年6月 2010年2月 2012年6月 2013年6月 2015年6月 2017年6月 2018年6月 2019年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 東京支店次長 経営企画部次長 経営企画部戦略室長 野田支店長 執行役員児島支店長 執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 取締役営業本部副本部長兼営業統括部長 取締役経営企画部長兼業務改革推進室長 取締役経営企画部長 常務取締役(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 52
取締役 監査部長	横井 手慎也	1959年2月2日生	1981年4月 2001年2月 2002年7月 2004年6月 2006年11月 2009年6月 2011年6月 2013年6月 2016年6月 2019年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 福渡支店長 高梁支店長 東京支店長兼東京事務所長 人事総務部長 執行役員経営企画部長 取締役岡山南営業部長 取締役本店営業部長 取締役倉敷営業部長 取締役監査部長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 67
取締役 本店営業部長	延永 邦彦	1961年8月6日生	1984年4月 2002年7月 2003年10月 2006年2月 2008年6月 2009年10月 2013年6月 2015年6月 2018年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 福渡支店長 林野支店長 三門支店長 総社支店長 営業企画部長 執行役員津山支店長 執行役員岡山南営業部長 取締役本店営業部長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 28
取締役 経営企画部長	井上 正樹	1967年8月8日生	1990年4月 2010年4月 2011年9月 2012年10月 2015年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月	トマト銀行入社 片上支店長 赤磐支店開設支店長 東京支店長兼経営企画部東京事務所長 西大寺支店長 執行役員西大寺支店長 執行役員営業統括部長 取締役経営企画部長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 25
取締役 コンサルティング営業部長	中 浩二	1961年6月8日生	1985年4月 2001年6月 2002年7月 2004年6月 2006年11月 2010年6月 2013年6月 2017年6月 2019年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 水島支店次長 岡山駅前支店長 青江支店長 西大寺支店長 営業支援部長 執行役員第1エリア長 執行役員コンサルティング営業部長 取締役コンサルティング営業部長(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 30
取締役	小川 洋	1951年10月8日生	1976年4月 1986年5月 1998年6月 1999年4月 2006年7月 2006年7月 2011年6月 2013年3月 2013年6月	監査法人第一監査事務所(現EY新日本有 限責任監査法人)入社 税理士小川洋事務所所長(現職) 日本公認会計士協会中国会副会長 岡山県包括外部監査人 公認会計士小川洋事務所所長(現職) 近畿大阪銀行(現関西みらい銀行)社外 取締役 近畿大阪銀行(現関西みらい銀行)監査 役(非常勤) 近畿大阪銀行(現関西みらい銀行)監査 役(非常勤)退任 取締役(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 121

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	上岡美保子	1950年7月3日生	1973年4月 1998年4月 2008年7月 2011年7月 2012年4月 2013年2月 2013年6月 2016年4月	特殊法人日本貿易振興会（現独立行政法人日本貿易振興機構）入会 特殊法人日本貿易振興会（現独立行政法人日本貿易振興機構）岡山貿易情報センター所長 独立行政法人日本貿易振興機構ストックホルム事務所所長 独立行政法人日本貿易振興機構退職 就実大学非常勤講師 就実大学特任教授 取締役(現職) 国立大学法人岡山大学監事(現職)	2019年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 46
常勤監査役	古武卓弥	1959年10月25日生	1982年4月 2000年11月 2006年11月 2010年10月 2011年4月 2013年6月 2015年6月 2019年6月	山陽相互銀行(現トマト銀行)入社 審査部調査役 審査部次長 審査部副部長兼経営企画部経営戦略室次長 リスク統括部長兼お客さま相談室長 人事部長 執行役員監査部長 常勤監査役(現職)	2020年 6月より 2024年 6月まで	普通 株式 49
監査役	吉岡一巳	1953年9月13日生	1973年4月 1974年6月 2003年7月 2005年7月 2006年7月 2007年7月 2008年7月 2009年7月 2011年7月 2012年7月 2013年7月 2014年7月 2014年8月 2015年6月	国税庁税務大学校広島研修所入所 岡山税務署(現岡山東税務署)入署 国税庁長官官房東京派遣国税庁監察官 広島北税務署副署長 広島国税局調査査察部統括国税査察官 広島国税局総務部税務相談室副室長 広島国税局調査査察部統括国税査察官 広島国税局調査査察部査察管理課長 国税庁長官官房広島派遣監督評価官室長 広島国税局調査査察部次長 岡山東税務署長 同署退職 税理士登録(現職) 監査役(現職)	2017年 6月より 2021年 6月まで	普通 株式 8
監査役	三宅昇	1953年8月7日生	1981年4月 2002年4月 2004年4月 2005年4月 2007年4月 2009年4月 2010年4月 2011年4月 2013年3月 2013年6月 2013年7月 2015年6月	岡山県海区漁業調整委員会事務局(内水面漁場管理委員会事務局兼務) 商工労働部産業振興課長 産業労働部産業振興課長 産業労働部産業企画課長 大阪事務所長 産業労働部審議監(産業立地・観光担当) 産業労働部長 総合政策局長 岡山県退職 公益財団法人岡山県産業振興財団理事 公益財団法人岡山県産業振興財団理事長(現職) 監査役(現職)	2020年 6月より 2024年 6月まで	普通 株式 8
監査役	奥田哲也	1961年8月29日生	1984年4月 1993年4月 1997年4月 2006年12月 2008年4月 2010年4月 2016年6月 2018年6月 2020年4月 2020年5月	岡山県庁入庁 岡山弁護士会登録 奥田法律事務所開設 岡山市弁護士会副会長 岡山弁護士会広報委員会委員長 岡山家庭裁判所家事調停委員(現職) 岡山県公務災害補償等認定委員会会長(現職) 監査役(現職) 岡山家事調停協会会長(現職) 岡山県調停協会連合会会長(現職)	2018年 6月より 2022年 6月まで	普通 株式 3
計						874

- (注) 1 取締役小川洋及び取締役上岡美保子は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 監査役吉岡一巳、監査役三宅昇及び監査役奥田哲也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 当社では2006年11月10日より執行役員制度を導入しております。

提出日現在の執行役員の状況は次のとおりであります。

定本圭司	第1エリア長
萱谷誠司	第2エリア長
宮本裕司	岡山南営業部長
八木大治	津山支店長
田部真康	倉敷営業部長
藤岡靖之	市場金融部長兼経営企画部付部長

社外役員の状況

当社は、外部からの当社経営に対する客観的・中立的な牽制・監視機能は重要と考えており、また社外の高い見識や豊富な経験等を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役2名並びに社外監査役3名を選任しております。いずれも当社グループの出身者ではなく、当社の他の取締役、監査役との人的な関係や当社との特別な利害関係はありません。また、当社と取引関係がありますが、取引条件は一般の取引と同様の条件により行っております。

(社外取締役)

小川洋氏は、公認会計士・税理士としての豊富な税務・財務知識と経験及び十分な社会的信用を備えており、金融機関の社外取締役・監査役の経験を活かして取締役会において積極的に発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営の強化に貢献しております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

上岡美保子氏は、独立行政法人日本貿易振興機構で培った海外業務などの幅広い見識と経験及び十分な社会的信用を備えており、取締役会において生活者や女性の視点で積極的に発言し、経営の健全性の確保をはじめとする経営の強化に貢献しております。今後も、当社の経営管理を遂行していくことが期待できることから、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

(社外監査役)

吉岡一巳氏は、国税局の要職を務め、長年にわたる税務行政の経験と高い見識及び十分な社会的信用も兼ね備えており、税理士として企業会計の実務にも精通し、公平性・独立性を発揮して、当社の監査を担っております。今後も、善良な管理者として当社を監視していくことが期待できることから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

三宅昇氏は、長年にわたる地方行政並びに組織のトップとしての経験と高い見識及び十分な社会的信用も兼ね備えており、公平性・独立性を発揮して、当社の監査を担っております。今後も、善良な管理者として当社を監視していくことが期待できることから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

奥田哲也氏は、弁護士としての豊富な知識と経験及び十分な社会的信用も兼ね備えており、公平性・独立性を発揮して、善良な管理者として当社を監視していくことが期待できることから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員の要件を満たし、取締役会における業務執行にかかる決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員に指定しております。

なお、社外監査役は、監査に必要とする情報等を入手するため、監査部並びに内部統制部門からの情報を監査役会で共有するなど、連携を図っております。

資本関係については「役員一覧」に記載のとおりとなっております。

当社は、社外取締役又は社外監査役の選任にあたり、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく「上場管理等に関するガイドライン」 - 5 - (3) の2 (独立性基準) を考慮して、社外取締役及び社外監査役の独立性を判断することとしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役2名及び社外監査役3名は、社外研修等での知識修得に努めるほか、社外取締役は、常勤監査役と毎月実施している意見交換で情報収集に努めております。

また、社外取締役及び社外監査役は、年2回実施している営業店臨店により業務実態の把握を行うなど、監督・監査の実効性を高めておりますほか、会計監査人が監査役会向けに行う四半期毎の決算報告会等へも積極的に出席し、会計監査人との連携を図っております。

なお、社外取締役及び社外監査役は、監査部（内部統制部門含む）との意見交換会（年1回）に出席するなど、内部監査部門とも相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

ア. 監査役監査の組織、人員、手続

当社は、監査役会設置会社の形態を採用しており、社外取締役を含む取締役会が経営を監督する機能を担い、社外監査役を含む監査役会が取締役会を牽制する体制としております。監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されており、社外監査役のうち1名は税理士資格を有していることから、財務・会計に関する知見を有しております。

監査役職務を補助するため、監査役室を設置し、監査役職務を補助する使用人を配置することにより、監査役職務を遂行するための体制を整備しております。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、4名の監査役で分担を定めて、取締役職務執行等を監査しております。

氏名	経歴等
古武卓弥（常勤監査役）	審査部、リスク統括部、人事部、監査部などを経験し業務全般を熟知しております。
吉岡一巳（社外監査役）	税理士資格を有していることから、財務・会計に関する知見を有しております。
三宅昇（社外監査役）	地方行政に係る豊富な知識、見識のほか、組織のトップとしての経験を有しております。
奥田哲也（社外監査役）	弁護士としての豊富な経験及び幅広い見識を有しております。

イ. 監査役及び監査役会の活動状況

監査役会は、毎月1回開催されるほか、必要に応じて開催しており、各監査役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
古武卓弥（常勤監査役）	15回	15回
吉岡一巳（社外監査役）	15回	15回
三宅昇（社外監査役）	15回	14回
奥田哲也（社外監査役）	15回	15回

監査役会においては、監査方針及び監査計画の策定、監査報告書の作成、会計監査人の選解任、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議議案内容等に関して審議・検討しております。

監査役は、取締役等との意思疎通を図り、取締役会やその他重要な会議へ出席し、また主要な営業店における業務状況の把握を行うなど、取締役職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行うほか、決算報告会等において会計監査人から定期的に監査の実施状況・結果の報告を受けて確認を行っております。

常勤監査役は、常勤者としての特性を踏まえ、取締役、内部監査部門（監査部）及び使用人等との意思疎通を図り、取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、その他重要な会議への出席、報告内容の検証等により社内の情報収集に努め、また内部統制システムの構築及び運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、その職務の遂行上知り得た情報を他の監査役と共有しております。

社外監査役は、取締役会での意思決定の妥当性及び適切性を確保するため意見を述べる等、外部からの中立的・客観的な監督または監視機能が十分発揮できる体制を構築しております。なお、社外監査役3名を独立役員として選任しております。

監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持って、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、必要と判断される場合は対応を要請するなど、代表取締役との相互認識を深め、適正な経営についての監査を行っております。また監査部との意見交換会において、監査に係る認識共有を図っております。

内部監査の状況

内部監査については、取締役社長を担当役員とする監査部（人員9名）を設置しており、業務執行部門から独立した立場で当社並びに子会社の内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証するとともに、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しております。内部監査の結果については、定期的に常務会及び取締役会に報告するとともに、監査役にも報告する体制としております。

また、内部監査の結果に基づき、内部管理態勢の適切性・有効性及びに問題点の改善策等について業務執行部門との協議を毎月行っております。

常勤監査役と監査部は、監査の適切性と実効性を高めるため、毎月協議を行い相互の連携を図り、組織レベルで改善すべき問題や全社的なコンプライアンス等の問題について協議を行っております。

また、常勤監査役は内部統制システムの整備・運用状況について確認を行うため、内部統制部門とも必要に応じ協議を行っております。

なお、常勤監査役・監査部・会計監査人による意見交換会を年2回実施しており、組織レベルで改善すべき問題や財務報告に係る内部統制の有効性等の問題について協議しております。

会計監査の状況

ア 監査法人の名称 EY新日本有限責任監査法人

イ 継続監査期間 44年

ウ 業務を執行した公認会計士 指定有限責任社員 業務執行社員 宮田 八郎
指定有限責任社員 業務執行社員 刀 禰 哲 朗

（注）当社の財務諸表についての監査年数が両者とも7年以内であるため、継続監査年数の記載を省略しております。

エ 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他8名であります。

オ 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に当たり、会社法における法定事由の有無、監査品質管理体制（独立性、専門性、監査品質等）などについて検討を行う他、日本公認会計士協会の品質管理レビュー等の外部の評価を参考に検討した結果、EY新日本有限責任監査法人を、会計監査人として選定しております。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、当社の会計監査業務に重大な支障があり、解任・不再任が妥当と判断した場合は、会計監査人の解任・不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

カ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

会計監査人の評価にあたっては、2015年5月に「会計監査人の選解任等に関する基準」を監査役会で決定し、同基準内に規定した「会計監査人の評価ポイント」に基づき検討を行うとともに、社内における関係各部のアンケート結果や日本公認会計士協会の品質管理レビュー、公認会計士・監査審査会のフォローアップ検査などの外部の評価も考慮した結果、監査役会において2020年3月期におけるEY新日本有限責任監査法人の監査体制に問題がないと判断いたしました。

監査報酬の内容等

ア 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	43		44	
連結子会社				
計	43		44	

イ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（アを除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社		0		0
連結子会社				
計		0		0

当社における監査公認会計士等と同一のネットワークに対する非監査業務の内容は、F A T C A (外国口座
税務コンプライアンス法) 対応支援業務であります。

ウ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

エ 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

オ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

前連結会計年度及び当連結会計年度の監査活動の実績を踏まえ、会計監査人より示された監査計画を監査役
会で検討するとともに、上記 のエによる監査法人の評価を考慮し、報酬額に同意することを監査役会におい
て決定いたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

ア 報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、退職慰労金制度を廃止することを決定し、2020年6月26
日開催の定時株主総会において株式報酬制度の導入が承認されました。その結果、取締役（社外取締役を除
く。）の報酬は、役位を基に役割や責務に応じて支給する「基本報酬(固定報酬)」及び中長期的な業績の向上
と企業価値増大への貢献意識を高めるため支給する「株式報酬」で構成され、株主総会で決議された額の範囲
内で、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

社外取締役の報酬につきましては、経営監督機能の強化を図る観点から、その職務に鑑み定額とし、株主総
会で決議された額の範囲内で、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

常勤監査役の報酬につきましては、毎月の基本報酬のみとし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役
会の協議において決定しております。

社外監査役の報酬につきましては、その職務に鑑み定額とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役
会の協議において決定しております。

イ 役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日

当社は、取締役については、1991年6月27日開催の第108期定時株主総会において、報酬限度額を月額150万
円（同定時株主総会終結時の取締役の員数は14名）と決定しており、監査役については、1989年6月29日開催の
第106期定時株主総会において、報酬限度額を月額400万円（同定時株主総会終結時の監査役の員数は3名）と決
定しております。

ウ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者及び権限の範囲

当事業年度の取締役の報酬の額については、株主総会で決議された報酬月額の範囲内において、取締役会に
おいて決定しております。

また、監査役については、株主総会で決議された報酬月額の範囲内において、監査役の協議により決定して
おります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

役員区分	員数(人)	報酬等の総額			
		(百万円)	固定報酬	退職慰労金	その他
取締役 (社外取締役を除く)	11	184	152	32	
監査役 (社外監査役を除く)	2	15	15		
社外役員	5	16	16		

当社には、使用人兼務役員は存在していません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

退職慰労金は、役員退職慰労引当金繰入額を含めております。

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、以下のとおり区分いたしております。

純投資目的である投資株式	運用収益の確保を目的に純粋な自己運用として行う投資により取得する株式
純投資目的以外の目的である投資株式 (以下、「政策投資株式」と言います。)	主に投資先との取引関係などに基づいて行う投資により取得する株式

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

< 保有方針 > 政策投資株式については、当社の事業戦略、地域への貢献度合いなどに照らし、「取引先との長期的、安定的な取引関係の維持・強化」、「当社の経営戦略に基づく連携・協力関係の維持・強化」などに資する場合において限定的に保有いたします。なお、保有の合理性については毎年検証を行い、保有の意義が薄れた、又は無くなったと判断された政策投資株式については、投資先企業の十分な理解を得た上で縮減していく方針といたします。

< 保有の合理性を検証する方法 > 保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について、毎年、取締役会で個別銘柄ごとに保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証いたします。

< 保有の適否に関する取締役会等における検証の内容 >

個別銘柄ごとに、総合的な取引関係、連携・協力関係の状況を確認すること及び保有に伴う便益やリスクが資本コストと見合っているかについて、2020年3月の取締役会にて検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	50	406
非上場株式以外の株式	41	3,829

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式		

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	8
非上場株式以外の株式		

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社パイロットコーポレーション	276,000	276,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	886	1,283		
株式会社中国銀行	520,885	520,885	地域連携・ATMなど連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	449	563		
東京センチュリー株式会社	113,050	113,050	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	411	548		
株式会社山口フィナンシャルグループ	360,825	360,825	地域連携・ATMなど連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無(注2)
	198	359		
株式会社大光銀行	118,300	118,300	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	151	199		
三井住友トラストホールディングス株式会社	41,723	41,723	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無(注2)
	131	173		
株式会社中電工	60,000	60,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	129	137		
日産東京販売ホールディングス株式会社	500,000	500,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	105	161		
株式会社みずほフィナンシャルグループ	783,862	783,862	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無(注2)
	100	135		
株式会社愛媛銀行	94,800	94,800	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	99	108		
株式会社大本組	21,560	21,560	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	94	106		
株式会社ウエスコホールディングス	257,400	257,400	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	88	86		
中国電力株式会社	61,000	61,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	86	87		
株式会社奥村組	30,800	30,800	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	71	109		
株式会社三十三フィナンシャルグループ	49,280	49,280	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無(注2)
	66	78		
ハリマ共和物産株式会社	42,240	42,240	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	59	73		
SOMPOホールディングス株式会社	17,500	17,500	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無(注2)
	57	70		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
萩原工業株式会社	40,000	40,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	55	60		
株式会社滝澤鉄工所	50,000	50,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	53	78		
中外炉工業株式会社	37,000	37,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	52	66		
株式会社アルファ	39,000	39,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	50	61		
ミサワホーム中国株式会社	190,000	190,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	37	49		
株式会社富山第一銀行	139,000	139,000	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	36	52		
株式会社北日本銀行	19,600	19,600	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	34	41		
株式会社鳥取銀行	29,300	29,300	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	34	41		
株式会社栃木銀行	225,000	225,000	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	33	53		
株式会社南日本銀行	38,900	38,900	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	33	52		
株式会社ハローズ	10,900	10,900	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	25	23		
株式会社大東銀行	45,000	45,000	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	24	28		
株式会社豊和銀行	43,100	43,100	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	23	29		
株式会社じもとホールディングス	247,000	247,000	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無(注2)
	22	29		
株式会社長野銀行	19,400	19,400	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	21	31		
株式会社ティーツー	800,000	800,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	21	33		
株式会社東和銀行	24,900	24,900	営業基盤が異なる同業種として、連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	15	18		
テイカ株式会社	10,000	10,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	14	23		
美樹工業株式会社	4,000	4,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	12	15		
日和産業株式会社	50,000	50,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	無
	11	13		
株式会社天満屋ストア	11,000	11,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加しておりません。	有
	10	13		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
アレンザホールディングス株式会社	10,000	10,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加していません。	無
	6	8		
株式会社島根銀行	10,064	10,064	地域連携・ATMなど連携・協力関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加していません。	有
	4	7		
E・Jホールディングス株式会社	3,000	3,000	取引関係の維持・強化を図るために保有しております。株式数は増加していません。	無(注2)
	3	3		

(注) 1. 定量的な保有効果については、それぞれの取引状況が異なっており、記載は困難であります。保有の合理性は、総合的な取引関係、連携・協力関係の状況を確認すること及び保有に伴う便益やリスクが資本コストと見合っているかについて、2020年3月の取締役会にて検証しております。

2. 株式会社山口フィナンシャルグループ、三井住友トラストホールディングス株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社三十三フィナンシャルグループ、SOMPOホールディングス株式会社、株式会社じもとホールディングス、E・Jホールディングス株式会社は、当社株式を保有していませんが、子会社において当社株式を保有しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの
該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2019年4月1日 至2020年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに各種研修等に参加すること等により、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	8 64,898	8 68,353
買入金銭債権	-	500
商品有価証券	155	234
有価証券	1, 2, 8, 13 186,799	1, 2, 8, 13 154,624
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 983,953	3, 4, 5, 6, 7, 9 950,472
外国為替	7 2,424	7 2,265
リース債権及びリース投資資産	8 9,853	8 11,117
その他資産	8 8,064	8 8,021
有形固定資産	11, 12 12,707	11, 12 12,693
建物	3,572	3,381
土地	10 7,357	10 7,369
リース資産	542	479
建設仮勘定	2	-
その他の有形固定資産	1,234	1,463
無形固定資産	692	631
ソフトウェア	596	539
その他の無形固定資産	96	91
繰延税金資産	1,380	2,066
支払承諾見返	4,884	5,030
貸倒引当金	5,626	4,882
資産の部合計	1,270,186	1,211,128
負債の部		
預金	8 1,139,081	8 1,134,096
譲渡性預金	8 17,081	8 3,046
コールマネー及び売渡手形	7,000	-
借入金	8 43,182	8 8,403
外国為替	23	-
その他負債	6,070	9,366
退職給付に係る負債	1,468	1,174
役員退職慰労引当金	289	243
睡眠預金払戻損失引当金	78	46
偶発損失引当金	100	150
繰延税金負債	-	141
再評価に係る繰延税金負債	10 513	10 513
支払承諾	4,884	5,030
負債の部合計	1,219,772	1,162,214

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	17,810	17,810
資本剰余金	15,991	15,991
利益剰余金	14,350	14,972
自己株式	488	490
株主資本合計	47,663	48,284
その他有価証券評価差額金	2,522	242
繰延ヘッジ損益	2	8
土地再評価差額金	10 671	10 671
退職給付に係る調整累計額	441	274
その他の包括利益累計額合計	2,750	630
純資産の部合計	50,413	48,914
負債及び純資産の部合計	1,270,186	1,211,128

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
経常収益	18,369	22,692
資金運用収益	13,885	13,599
貸出金利息	12,328	11,901
有価証券利息配当金	1,477	1,630
コールローン利息及び買入手形利息	14	3
預け金利息	30	31
その他の受入利息	34	40
役務取引等収益	3,306	3,265
その他業務収益	168	5,206
その他経常収益	1,009	619
償却債権取立益	190	65
その他の経常収益	818	554
経常費用	16,468	20,699
資金調達費用	1,015	852
預金利息	623	479
譲渡性預金利息	3	3
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	0
借入金利息	0	71
社債利息	9	-
その他の支払利息	378	297
役務取引等費用	2,708	2,723
その他業務費用	145	4,613
営業経費	¹ 11,685	¹ 11,741
その他経常費用	914	768
貸倒引当金繰入額	390	124
その他の経常費用	² 523	² 643
経常利益	1,900	1,993
特別利益	476	15
負ののれん発生益	456	-
固定資産処分益	-	0
その他の特別利益	20	15
特別損失	37	29
固定資産処分損	30	24
減損損失	³ 0	³ 5
その他の特別損失	⁴ 5	-
税金等調整前当期純利益	2,340	1,979
法人税、住民税及び事業税	594	329
法人税等調整額	7	278
法人税等合計	587	607
当期純利益	1,753	1,371
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	1,753	1,371

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
当期純利益	1,753	1,371
その他の包括利益	1,794	1,2,119
その他有価証券評価差額金	795	2,280
繰延ヘッジ損益	0	5
退職給付に係る調整額	0	166
持分法適用会社に対する持分相当額	1	-
包括利益	958	748
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	958	748

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,810	15,991	13,350	611	46,540
当期変動額					
剰余金の配当			748		748
親会社株主に帰属する当期純利益			1,753		1,753
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分			4	125	120
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			1,000	123	1,123
当期末残高	17,810	15,991	14,350	488	47,663

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,319	3	671	442	3,545	50,085
当期変動額						
剰余金の配当						748
親会社株主に帰属する当期純利益						1,753
自己株式の取得						2
自己株式の処分						120
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	796	0		0	794	794
当期変動額合計	796	0		0	794	328
当期末残高	2,522	2	671	441	2,750	50,413

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,810	15,991	14,350	488	47,663
当期変動額					
剰余金の配当			749		749
親会社株主に帰属する当期純利益			1,371		1,371
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			0	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			621	1	620
当期末残高	17,810	15,991	14,972	490	48,284

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	2,522	2	671	441	2,750	50,413
当期変動額						
剰余金の配当						749
親会社株主に帰属する当期純利益						1,371
自己株式の取得						1
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,280	5		166	2,119	2,119
当期変動額合計	2,280	5		166	2,119	1,499
当期末残高	242	8	671	274	630	48,914

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,340	1,979
減価償却費	682	722
減損損失	0	5
持分法による投資損益(は益)	42	-
貸倒引当金の増減()	166	744
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	68	102
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	26	45
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	96	31
偶発損失引当金の増減()	22	50
資金運用収益	13,885	13,599
資金調達費用	1,015	852
有価証券関係損益()	146	117
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	4	3
貸出金の純増()減	8,788	33,481
預金の純増減()	15,860	4,985
譲渡性預金の純増減()	10,191	14,035
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	82,249	34,778
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	486	118
コールマネー等の純増減()	7,000	7,000
債券貸借取引受入担保金の純増減()	809	-
外国為替(資産)の純増()減	1,353	158
外国為替(負債)の純増減()	11	23
資金運用による収入	14,211	14,060
資金調達による支出	1,168	1,274
コールローン等の純増()減	-	500
リース債権及びリース投資資産の純増()減	-	1,283
負ののれん発生益	456	-
退職給付に係る調整額の増減額(は増加)	128	48
その他	586	3,761
小計	57,504	23,282
法人税等の支払額	905	523
営業活動によるキャッシュ・フロー	58,409	23,805
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	59,188	43,777
有価証券の売却による収入	65,804	33,873
有価証券の償還による収入	34,036	38,192
関係会社株式の取得による支出	1	-
有形固定資産の取得による支出	232	250
有形固定資産の売却による収入	-	0
無形固定資産の取得による支出	89	107
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 585	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	39,743	27,929

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	1,000	-
リース債務の返済による支出	206	36
配当金の支払額	748	749
自己株式の取得による支出	2	1
自己株式の売却による収入	49	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,907	787
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	20,572	3,336
現金及び現金同等物の期首残高	81,969	61,397
現金及び現金同等物の期末残高	1 61,397	1 64,733

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略いたしました。

(2) 非連結子会社 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社

会社名 該当事項はありません。

(2) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名 トマト創業支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は原則として連結決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：7年～50年

その他：2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、当社と同じ基準により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,393百万円（前連結会計年度末は1,363百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として14年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日の為替相場により換算しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(ア) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。なお、当連結会計年度末においては該当取引はありません。

連結子会社にはヘッジ会計を適用する取引はありません。

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1: 顧客との契約を識別する。
- ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3: 取引価格を算定する。
- ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。

時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

(1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響は、年度後半から持ち直すものと想定し、主に当社の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や自

治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないとの仮定を置いて貸倒引当金を算定しております。

当該仮定は不確定であり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が想定を超えて変化した場合には、損失額が増加する可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
出資金	184百万円	164百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	5,197百万円	6,165百万円

3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	740百万円	986百万円
延滞債権額	18,739百万円	16,983百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、また、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	3百万円	-百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,504百万円	3,147百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
合計額	21,987百万円	21,116百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	7,438百万円	5,196百万円

8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	42,451百万円	4,272百万円
預け金	91百万円	91百万円
未経過リース料契約債権	271百万円	101百万円
その他資産	73百万円	34百万円
計	42,886百万円	4,500百万円
担保資産に対応する債務		
預金	11,656百万円	11,355百万円
譲渡性預金	300百万円	300百万円
借入金	36,875百万円	909百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有価証券	10,222百万円	10,368百万円
金融商品等差入担保金	774百万円	854百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
保証金	125百万円	120百万円

9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	126,167百万円	125,839百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	122,605百万円	122,193百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)、1999年3月31日の同法律の改正に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
2,385百万円	2,357百万円

11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
減価償却累計額	11,357百万円	11,800百万円

12 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	87百万円	79百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
	15,180百万円	18,131百万円

(連結損益計算書関係)

1 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料・手当	5,935百万円	5,973百万円

2 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸出金償却	197百万円	156百万円
貸出金等売却損	11百万円	2百万円
株式等売却損	8百万円	43百万円
株式等償却	- 百万円	173百万円

3 使用方法の変更や市場価格の著しい低下により、資産グループのうち割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。	岡山県外 用途 種類 減損損失	営業用店舗3か所 建物動産等 5百万円

4 その他の特別損失には次のものを含んでおります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

トマトリース株式会社の株式を取得したことにより発生した段階取得に係る差損5百万円であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	992百万円	3,268百万円
組替調整額	1百万円	93百万円
税効果調整前	994百万円	3,174百万円
税効果額	198百万円	893百万円
その他有価証券評価差額金	795百万円	2,280百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	331百万円	298百万円
組替調整額	332百万円	291百万円
税効果調整前	1百万円	7百万円
税効果額	0百万円	2百万円
繰延ヘッジ損益	0百万円	5百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	126百万円	191百万円
組替調整額	128百万円	48百万円
税効果調整前	1百万円	239百万円
税効果額	0百万円	73百万円
退職給付に係る調整額	0百万円	166百万円
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	1百万円	- 百万円
組替調整額	- 百万円	- 百万円
税効果調整前	1百万円	- 百万円
税効果額	- 百万円	- 百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	1百万円	- 百万円
その他の包括利益合計	794百万円	2,119百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	-	-	11,679	
第1回A種優先株式	7,000	-	-	7,000	
合計	18,679	-	-	18,679	
自己株式					
普通株式	216	1	31	186	(注)
合計	216	1	31	186	

(注) 自己株式の普通株式の変動は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式の買増請求及びトマトリース株式会社の保有分の売却によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	286	25.00	2018年3月31日	2018年6月28日
	第1回A種 優先株式	87	12.50	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	286	25.00	2018年9月30日	2018年12月7日
	第1回A種 優先株式	87	12.50	2018年9月30日	2018年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	287	利益剰余金	25.00	2019年3月31日	2019年6月28日
	第1回A種 優先株式	87	利益剰余金	12.50	2019年3月31日	2019年6月28日

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,679	-	-	11,679	
第1回A種優先株式	7,000	-	-	7,000	
合計	18,679	-	-	18,679	
自己株式					
普通株式	186	1	0	187	(注)
合計	186	1	0	187	

(注) 自己株式の普通株式の変動は、増加については単元未満株式の買取り、減少については単元未満株式の買増請求によるものであります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	287	25.00	2019年3月31日	2019年6月28日
	第1回A種 優先株式	87	12.50	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	287	25.00	2019年9月30日	2019年12月6日
	第1回A種 優先株式	87	12.50	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	287	利益剰余金	25.00	2020年3月31日	2020年6月29日
	第1回A種 優先株式	87	利益剰余金	12.50	2020年3月31日	2020年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金預け金勘定	64,898百万円	68,353百万円
普通預け金	2,306百万円	2,176百万円
当座預け金	26百万円	10百万円
定期預け金	91百万円	103百万円
その他	1,077百万円	1,329百万円
現金及び現金同等物	61,397百万円	64,733百万円

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

株式の取得により、新たに持分法適用関連会社でありましたトマトリース株式会社を連結したことに伴う、連結開始時の資産及び負債の主な内訳並びに同社株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

資産	14,996 百万円
負債	13,572 "
負ののれん発生益	456 "
株式の取得価額	967 "
支配獲得時までの持分法評価額	387 "
段階取得に係る差損	5 "
現金及び現金同等物	0 "
差引：取得のための支出	585 "

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

重要性が乏しいため、注記の記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 (単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	20	19
1年超	194	191
合計	215	211

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金や貸出業務及び有価証券投資、並びに国債や投資信託等の販売といった銀行業務を中心に行っております。これらの事業を行うための資金調達、預金を中心であります。一部借入金や社債による調達も行っております。

また、資金運用は、中小企業等向け融資や個人ローンを中心とした貸出業務及び国債を中心とした有価証券投資により行っており、最終的なリスクの所在が不明確な商品への運用は行わない方針としております。また、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を保有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。その一環として、デリバティブ取引も限定的に行っております。なお、連結子会社はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、景気の動向、不動産価格の変動等の経済環境及び取引先の経営状態の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。有価証券は、国債を中心とする債券や上場株式等であり、主に銀行業務における資金運用を目的として保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

借入金及び社債は、将来、当社グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難になるリスク、並びに通常より高い金利で資金調達が余儀なくされるリスクに晒されております。

デリバティブ取引は、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等があります。当社では、金利スワップをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金や借入金に関わる金利の変動リスクに対して金利スワップの特例処理によるヘッジ会計を適用することとしております。また、通貨スワップ取引を外貨資金調達を目的として取り組んでおりますが、ヘッジ対象である外国債券との間でヘッジの有効性を評価することにより、ヘッジ会計を適用しております。このほか、期中において、価格変動による収益確保を目的とした債券先物取引、債券店頭オプション取引等も限定的に行っておりますが、これらは価格変動リスク等に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社の金融商品に係るリスク管理体制は、以下のとおりであります。

なお、連結子会社についても当社の管理体制に準じ、各社のリスク・プロファイルに見合った管理を行っております。

信用リスクの管理

当社は、「信用リスク管理方針」に基づき、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」を定め、融資基本原則及び金融円滑化管理の徹底から、信用リスク管理の基本方針、個別案件ごとの与信審査、与信限度額管理、途上与信管理、信用格付、ポートフォリオ管理、問題債権の対応など信用リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの信用リスク管理は、営業店のほか審査部等の信用リスク管理所管部署が行っております。カントリーリスク及び有価証券の発行体等の信用リスク、デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクは、限度管理のほか信用情報や時価の把握を定期的に行うことにより管理しております。

また、信用リスクに関する状況について、定期的にはリスク管理委員会及びALM委員会において現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行い、取締役会へ報告を行っております。さらに信用リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

市場リスクの管理

当社は、「市場リスク管理方針」に基づき、「市場リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など市場リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの市場リスク管理は、市場リスク管理室のほか経営企画部等の市場リスク管理所管部署が行っております。

また、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスクに関する状況については、定期的にはリスク管理委員会、ALM委員会及び取締役会等へ報告を行っております。さらに市場リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。各リスクの管理方法は以下のとおりであります。

ア 金利リスクの管理

当社は、金利動向の予測、限度管理、金利リスク量の把握、分析等を行うことにより金利の変動リスクを管理しており、リスク管理委員会及びALM委員会において、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

イ 価格変動リスクの管理

有価証券等の保有については、「投資有価証券取扱規程」に基づき、取締役会で半期ごとの運用計画を決定したうえで、「市場リスク管理規程」等に依りリスクの管理を行っております。資金運用を所管する市場金融部等は、半期ごとに投資限度額やリスク限度額を設定し、債券及び上場株式等への投資を行うほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクを厳重に管理しております。これらの情報はリスク管理委員会及びALM委員会に報告され、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

ウ 為替リスクの管理

当社は、外貨建の資産と負債の額が通貨ごとにほぼ同額となるようリスクコントロールを行っており、為替レートの変動による影響はほとんどありません。

エ デリバティブの管理

デリバティブ取引に関しては、規程に基づき、限度管理など厳格な管理を行っているほか、取引の執行、リスク管理、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

オ 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「コールローン及び買入手形」、「有価証券」、「貸出金」、「リース債権及びリース投資資産」、

「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」及び「社債」であります。また、株価リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」及び「貸出金」であります。

当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の合理的な予想変動幅を用いた時価に与える影響額を、市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2020年3月31日現在、指標となる金利が100ベース・ポイント(1.00%)上昇したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債相殺後の純額(資産側)の時価は、9,632百万円減少し、100ベース・ポイント(1.00%)低下したものと想定した場合には、9,632百万円増加するものと把握しております。

また、株価以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2020年3月31日現在、指標となるTOPIX(東証株価指数)が10%下落したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は、561百万円減少し、10%上昇したものと想定した場合、561百万円増加するものと把握しております。

当該影響額は、いずれもリスク変数間の相関を考慮しておりません。また、金利又は株価の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

流動性リスクの管理

当社は、「流動性リスク管理方針」に基づき、「流動性リスク管理規程」を定め、管理目標、管理部署、管理方法など流動性リスク管理に関する態勢を整備し運営しております。これらの流動性リスク管理は、流動性リスク管理所管部署である市場金融部、市場リスク管理室、経営企画部及び営業本部が行っております。

資金繰りリスクに関しては、半期ごとに運用・調達のバランスを考慮した資金繰り計画を策定するとともに、月次・週次・日次で資金繰りを厳格に管理しております。また、万一の場合に備えてコンティンジェンシー・プラン(危機管理計画)を策定し、様々な事態を想定し対応できる態勢を整備しております。

資金繰りリスクに関する状況については、定期的にリスク管理委員会及びALM委員会へ報告を行い、現状の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。さらに流動性リスク管理の状況については、監査部による内部監査を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、「(デリバティブ取引関係)」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	64,898	64,898	-
(2) 有価証券	184,913	186,268	1,355
満期保有目的の債券	23,318	24,674	1,355
その他有価証券	161,594	161,594	-
(3) 貸出金	983,953		
貸倒引当金	5,367		
(*1)	978,586	1,010,365	31,779
資 産 計	1,228,398	1,261,532	33,134
(1) 預金	1,139,081	1,139,340	258
(2) 譲渡性預金	17,081	17,084	2
(3) 借入金	43,182	43,006	175
負 債 計	1,199,345	1,199,431	85
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	8	8	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(131)	(131)	-
デリバティブ取引計	(123)	(123)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	68,353	68,353	-
(2) 有価証券	152,845	153,845	1,000
満期保有目的の債券	21,149	22,150	1,000
その他有価証券	131,695	131,695	-
(3) 貸出金	950,472		
貸倒引当金	4,593		
(* 1)	945,878	977,684	31,806
資 産 計	1,167,077	1,199,884	32,807
(1) 預金	1,134,096	1,134,121	25
(2) 譲渡性預金	3,046	3,048	2
(3) 借入金	8,403	8,488	85
負 債 計	1,145,546	1,145,659	113
デリバティブ取引(* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(7)	(7)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(42)	(42)	-
デリバティブ取引計	(49)	(49)	-

(* 1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(* 2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は業界団体が公表する取引価格等の市場価格によっております。自社保証付私募債は、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引くことにより、現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負 債

(1) 預金及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金については、変動金利のものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異ならず、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式(*1)(*2)	1,082	1,053
組合出資金(*3)	802	726
合計	1,885	1,779

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローが約定されていないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 前連結会計年度、当連結会計年度とも、非上場株式の減損処理はありません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	54,483	-	-	-	-	-
有価証券(*1)	41,757	38,382	42,143	17,240	25,729	10,872
満期保有目的の債券	2,000	4,000	4,000	4,000	6,000	2,000
うち国債	2,000	4,000	4,000	4,000	6,000	2,000
其他有価証券のうち満期があるもの	39,757	34,382	38,143	13,240	19,729	8,872
うち国債	24,000	4,500	11,800	6,000	2,000	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	2,910	8,684	10,146	840	-	8,872
貸出金(*2)	172,855	138,795	102,546	90,321	92,100	367,822
合計	269,095	177,177	144,689	107,561	117,829	378,695

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない119,512百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	57,525	-	-	-	-	-
有価証券(*1)	23,511	23,776	57,083	13,829	18,806	9,716
満期保有目的の債券	2,000	4,000	4,000	4,000	5,500	500
うち国債	2,000	4,000	4,000	4,000	5,500	500
其他有価証券のうち満期があるもの	21,511	19,776	53,083	9,829	13,306	9,216
うち国債	500	1,000	13,300	2,000	500	-
地方債	-	-	254	254	3,026	-
社債	5,115	5,893	10,181	1,342	-	8,319
貸出金(*2)	181,885	135,524	114,730	83,628	80,866	335,847
合計	262,922	159,300	171,814	97,457	99,673	345,564

(*1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない117,989百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,023,975	108,168	6,937	-	-	-
譲渡性預金	16,081	1,000	-	-	-	-
借入金	21,516	20,371	1,295	-	-	-
合計	1,061,572	129,539	8,232	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金（*）	1,049,437	66,923	17,735	-	-	-
譲渡性預金	2,046	1,000	-	-	-	-
借入金	3,038	4,041	1,323	-	-	-
合 計	1,054,521	71,965	19,059	-	-	-

（*）預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（有価証券関係）

「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2019年3月31日）	当連結会計年度 （2020年3月31日）
連結会計年度の損益に 含まれた評価差額	0	0

2 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	23,318	24,674	1,355
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	23,318	24,674	1,355
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		23,318	24,674	1,355

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	21,149	22,150	1,000
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	21,149	22,150	1,000
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	うち外国債券	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		21,149	22,150	1,000

3 その他有価証券

前連結会計年度（2019年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,543	1,918	2,624
	債券	79,916	78,907	1,008
	国債	49,122	48,442	680
	地方債	-	-	-
	社債	30,793	30,465	328
	その他	49,277	48,977	299
	うち外国債券	38,551	38,368	182
	小 計	133,736	129,804	3,932
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	578	712	134
	債券	1,059	1,062	2
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,059	1,062	2
	その他	26,220	26,513	293
	うち外国債券	23,534	23,611	76
	小 計	27,858	28,288	430
合 計		161,594	158,092	3,501

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,963	1,369	1,594
	債券	47,947	47,347	600
	国債	17,209	16,873	335
	地方債	3,435	3,434	0
	社債	27,303	27,039	264
	その他	20,175	19,984	191
	うち外国債券	18,771	18,689	81
	小 計	71,086	68,701	2,385
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	865	1,088	223
	債券	4,404	4,419	15
	国債	504	508	4
	地方債	99	100	0
	社債	3,801	3,811	9
	その他	55,338	57,165	1,826
	うち外国債券	49,346	50,740	1,394
	小 計	60,608	62,673	2,064
合 計		131,695	131,375	320

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	161	155	-
債券	59,551	124	86
国債	22,301	91	10
地方債	18,736	28	37
社債	18,513	3	38
その他	5,014	18	63
うち外国債券	4,220	5	55
合計	64,727	297	150

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	8	-	21
債券	18,497	79	8
国債	13,333	77	7
地方債	1,821	0	-
社債	3,341	2	0
その他	3,206	36	28
うち外国債券	1,385	0	7
合計	21,712	116	58

6 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

7 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度においては減損処理はありません。

当連結会計年度における減損処理額は、株式173百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、以下のとおりであります。

- (1) 簿価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損
- (2) 下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価傾向、発行会社の業績・信用リスクの推移等を検討し、回復する可能性がないと判断されるものは、全て減損

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

2 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	3,503
その他有価証券	3,503
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	980
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,522
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,522

当連結会計年度(2020年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	329
その他有価証券	329
その他の金銭の信託	-
() 繰延税金負債	87
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	242
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	242

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	3,234	-	2	2
	買建	264	-	5	5
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	-	-	-	-	
買建	-	-	-	-	
	合計	-	-	8	8

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-	-
	為替予約				
	売建	2,183	-	10	10
	買建	342	-	3	3
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	合計	-	-	7	7

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券	9,208	-	169
		貸出金	597	-	38
	合計				131

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	有価証券	14,161	-	42
	合計				42

(注) 1 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

- (3) 株式関連取引
前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度を採用しております。
 確定給付企業年金制度（積立型）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。
 退職一時金制度（非積立型）では、退職給付として、退職事由、役職位、年齢、勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
 なお、当社は、2017年1月1日に退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。
 連結子会社3社は、退職一時金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,799	6,744
勤務費用	244	243
利息費用	33	33
数理計算上の差異の発生額	2	323
退職給付の支払額	368	522
連結範囲の変更に伴う増加額	2	-
その他	29	28
退職給付債務の期末残高	6,744	6,203

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
年金資産の期首残高	5,392	5,275
期待運用収益	94	92
数理計算上の差異の発生額	124	132
事業主からの拠出額	176	160
退職給付の支払額	291	395
その他	29	28
年金資産の期末残高	5,275	5,028

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	6,072	5,569
年金資産	5,275	5,028
	796	540
非積立型制度の退職給付債務	671	633
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,468	1,174

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
退職給付に係る負債	1,468	1,174
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,468	1,174

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	244	243
利息費用	33	33
期待運用収益	94	92
数理計算上の差異の費用処理額	137	48
過去勤務費用の費用処理額	9	-
確定給付制度に係る退職給付費用	312	233

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	9	-
数理計算上の差異	10	239
合計	1	239

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	-	-
未認識数理計算上の差異	634	395
合計	634	395

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
債券	35%	37%
株式	25%	15%
現金及び預金	2%	8%
一般勘定	20%	21%
合同運用信託	18%	19%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託は含まれておりません。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
割引率	0.50%	0.50%
長期期待運用収益率	1.75%	1.75%
予想昇給率	3.00%	3.00%

3 確定拠出制度

当社は、2017年1月1日に退職給付制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度71百万円、当連結会計年度70百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度、当連結会計年度とも、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,594百万円	1,379百万円
退職給付に係る負債	448	358
固定資産	259	246
株式	333	290
未収貸付金利息	38	43
その他	409	383
繰延税金資産小計	3,082	2,702
評価性引当額	465	436
繰延税金資産合計	2,617	2,266
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	980	87
固定資産圧縮積立金	77	76
株式	176	176
その他	1	1
繰延税金負債合計	1,236	341
繰延税金資産の純額	1,380百万円	1,924百万円

2 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.4%	- %
(調整)		
住民税均等割等	1.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	-
持分法投資損益	0.5	-
負ののれん発生益	5.9	-
その他	0.4	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.1%	- %

(注) 当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物の耐用年数(主に39年)と見積もり、割引率は当該使用見込期間に見合う国債の流通利回り(主に2.303%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	23 百万円	23 百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 百万円	- 百万円
時の経過による調整額	0 百万円	0 百万円
資産除去債務の履行による減少額	- 百万円	- 百万円
期末残高	23 百万円	24 百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、銀行業務を中心にリース業務等金融サービスに係る事業を行っており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

なお、前連結会計年度においては、銀行業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりましたが、前連結会計年度において、従来持分法適用関連会社でありましたトマトリース株式会社を連結子会社としたことに伴い、報告セグメントの見直しを行い、報告セグメントを「銀行業」及び「リース業」に変更いたしました。

以上のセグメント区分の変更に伴い、前連結会計年度のセグメント情報は当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、連結財務諸表の作成方法と同一であります。

報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客への経常収益	17,943	-	17,943	425	18,369	-	18,369
セグメント間の 内部経常収益	124	-	124	72	196	196	-
計	18,068	-	18,068	497	18,566	196	18,369
セグメント利益	1,842	-	1,842	183	2,026	125	1,900
セグメント資産	1,260,043	14,996	1,275,040	1,557	1,276,597	6,410	1,270,186
セグメント負債	1,210,393	13,572	1,223,966	1,401	1,225,367	5,594	1,219,772
その他の項目							
減価償却費	681	-	681	0	682	-	682
資金運用収益	13,981	-	13,981	26	14,008	122	13,885
資金調達費用	1,009	-	1,009	8	1,017	2	1,015
負ののれん発生益	-	-	-	-	-	456	456
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	321	-	321	0	322	-	322

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業等であり、外部顧客に対する経常収益のその他には、持分法による投資利益42百万円が含まれております。

3 調整額は次のとおりであります。

(1) 経常収益の調整額 196百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(2) セグメント利益の調整額 125百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(3) セグメント資産の調整額 6,410百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(4) セグメント負債の調整額 5,594百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(5) 資金運用収益の調整額 122百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(6) 資金調達費用の調整額 2百万円は、セグメント間取引の消去等であります。

(7) 負ののれん発生益456百万円は、当連結会計年度に、従来持分法適用関連会社でありましたトマトリース株式会社の株式を追加取得し、連結子会社としたことに伴い発生したものであります。なお、この負ののれん発生益は特定のセグメントに係るものでないため、全社の利益(調整額)として認識しております。

4 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客への経常収益	17,372	5,080	22,453	239	22,692	-	22,692
セグメント間の 内部経常収益	58	293	351	70	422	422	-
計	17,430	5,374	22,805	309	23,115	422	22,692
セグメント利益	1,761	226	1,987	21	2,009	16	1,993
セグメント資産	1,200,164	15,984	1,216,148	1,563	1,217,711	6,583	1,211,128
セグメント負債	1,152,157	14,434	1,166,592	1,393	1,167,986	5,772	1,162,214
その他の項目							
減価償却費	686	11	698	0	698	23	722
資金運用収益	13,628	1	13,629	24	13,654	54	13,599
資金調達費用	812	103	915	8	924	72	852
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	624	-	624	0	624	9	633

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
- 2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業であります。
- 3 調整額は次のとおりであります。
- (1) 経常収益の調整額 422百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (2) セグメント利益の調整額 16百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (3) セグメント資産の調整額 6,583百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (4) セグメント負債の調整額 5,772百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (5) 減価償却費の調整額23百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
 - (6) 資金運用収益の調整額 54百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (7) 資金調達費用の調整額 72百万円は、セグメント間取引の消去等であります。
 - (8) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額9百万円は、セグメント間の取引により発生したものであります。
- 4 セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	12,519	1,779		4,069	18,369

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	12,018	1,746	5,067	3,859	22,692

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	5		5		5

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度、当連結会計年度とも、関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	3,769円97銭	3,639円98銭
1株当たり当期純利益	137円64銭	104円09銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	109円44銭	77円70銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	50,413	48,914
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	7,087	7,087
(うち優先株式払込金額)	百万円	7,000	7,000
(うち優先配当額)	百万円	87	87
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	43,326	41,827
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	11,492	11,491

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	1,753	1,371
普通株主に帰属しない金額	百万円	175	175
(うち優先配当額)	百万円	175	175
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	1,578	1,196
普通株式の期中平均株式数	千株	11,468	11,491
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益 調整額	百万円	175	175
(うち優先配当額)	百万円	175	175
普通株式増加数	千株	4,554	6,156
(うち第1回A種優先株式)	千株	4,554	6,156
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜 在株式の概要			

(重要な後発事象)

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること、並びに、当社の取締役(社外取締役を除きます。)に対し、信託を用いた株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案が2020年6月26日開催の第137期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)において承認されました。

1. 退職慰労金制度の廃止について

当社の現行の役員退職慰労金制度は、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役(社外取締役を除きます。)に対して、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の精算支給を行うこととし、また、その贈呈の時期については、各取締役が退任したときとする旨の議案が本株主総会において承認されました。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入について

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として

おります。

具体的には、1991年6月27日開催の第108期定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額150万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給いたします。

本制度の導入により、当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「株式報酬」により構成されることとなります。

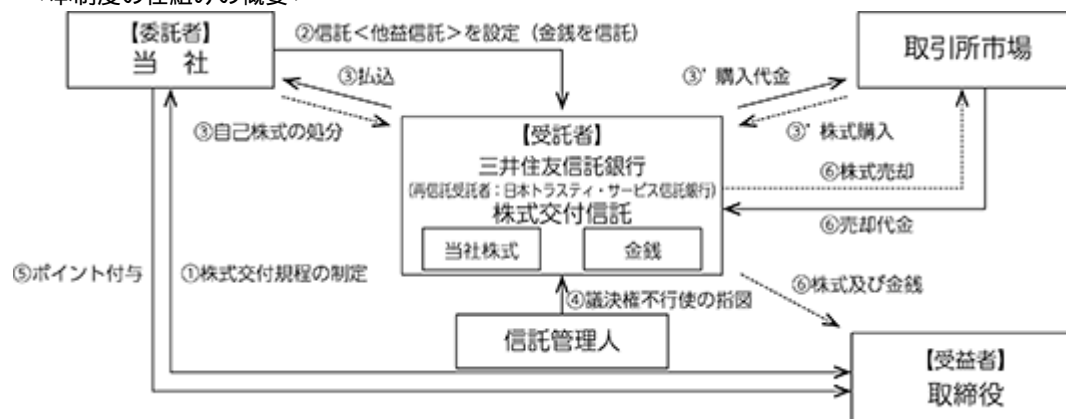
3. 本制度の概要

(1) 本制度の仕組み

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役にに対して交付される、という株式報酬制度です。

また、本制度においては、本株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結日までの3年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する当社の取締役に對して当社株式が交付されます。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、当社取締役会で定める株式交付規程に定める時期（原則として取締役の退任時とします。）です。

< 本制度の仕組みの概要 >



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内とします。）を信託します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権不行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定められた一定の事由に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社の取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記(5)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

(3) 信託期間

信託期間は、2020年8月(予定)から2023年8月(予定)までの約3年間とします。ただし、下記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(6)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない等の理由により当社株式の交付が完了していない取締役がある場合には、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法等

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(4)の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、上記(4)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1年あたり67,000ポイントを上限とします。

付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記で付与されたポイントの数に応じて、下記の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記の当社株式の交付は、原則として、各取締役がその退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(7) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(9) 信託終了時における当社株式及び金銭の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締

役員決議により消却することを予定しております。

また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社の取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考) 本信託に係る信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
受益者	当社の取締役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	2020年8月(予定)
信託の期間	2020年8月～2023年8月(予定)
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	43,182	8,403	0.68	-
借入金	43,182	8,403	0.68	2020年4月～2025年3月
1年以内に返済予定のリース債務	27	53	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	23	248	-	2024年6月～2027年1月

(注) 1 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。なお、1年以内に返済予定のリース債務及びリース債務(1年以内に返済予定ものを除く)は利子込み法を採用しているため、該当はありません。

2 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	3,038	2,340	1,701	1,001	321
リース債務(百万円)	53	51	51	51	45

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

(参考) なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行はありません。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益 (百万円)	5,444	11,386	17,064	22,692
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	383	615	1,229	1,979
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額 (百万円)	238	389	808	1,371
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	20.76	26.26	62.74	104.09

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	20.76	5.49	36.47	41.35

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
現金預け金	64,719	68,330
現金	10,414	10,827
預け金	8 54,304	8 57,503
買入金銭債権	-	500
商品有価証券	155	234
商品国債	100	195
商品地方債	55	38
有価証券	8 186,973	8 154,800
国債	2 72,441	2 38,863
地方債	-	3,534
社債	11 31,852	11 31,104
株式	1 6,379	1 5,057
その他の証券	1 76,300	1 76,240
貸出金	3, 4, 5, 6, 9 987,873	3, 4, 5, 6, 9 954,711
割引手形	7 7,438	7 5,196
手形貸付	33,797	35,243
証書貸付	842,431	801,999
当座貸越	104,205	112,272
外国為替	7 2,424	7 2,265
外国他店預け	2,368	2,224
取立外国為替	56	41
その他資産	3,496	3,591
前払費用	62	72
未収収益	1,204	1,020
金融派生商品	62	96
金融商品等差入担保金	8 774	8 854
その他の資産	8 1,393	8 1,547
有形固定資産	10 12,652	10 12,634
建物	3,571	3,380
土地	7,357	7,369
リース資産	967	1,175
建設仮勘定	2	-
その他の有形固定資産	753	708
無形固定資産	656	603
ソフトウェア	151	114
リース資産	409	398
その他の無形固定資産	94	90
繰延税金資産	1,244	1,864
支払承諾見返	5,024	5,180
貸倒引当金	5,370	4,670
資産の部合計	1,259,852	1,200,046

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
預金	8 1,139,508	8 1,134,261
当座預金	34,889	33,342
普通預金	531,297	566,344
貯蓄預金	4,012	3,990
通知預金	2,105	2,257
定期預金	549,939	510,310
定期積金	7,055	6,883
その他の預金	10,210	11,131
譲渡性預金	8 17,081	8 3,046
コールマネー及び売渡手形	7,000	-
コールマネー	7,000	-
借入金	8 35,460	8 433
借入金	35,460	433
外国為替	23	-
売渡外国為替	14	-
未払外国為替	8	-
その他負債	3,963	7,223
未払法人税等	256	117
未払費用	1,490	1,110
前受収益	361	472
給付補填備金	1	1
金融派生商品	186	145
金融商品等受入担保金	87	2
リース債務	912	1,187
資産除去債務	23	24
その他の負債	644	4,162
退職給付引当金	814	759
役員退職慰労引当金	263	228
睡眠預金払戻損失引当金	78	46
偶発損失引当金	100	150
再評価に係る繰延税金負債	513	513
支払承諾	5,024	5,180
負債の部合計	1,209,831	1,151,844

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
純資産の部		
資本金	17,810	17,810
資本剰余金	16,140	16,140
資本準備金	16,140	16,140
利益剰余金	13,366	13,836
利益準備金	1,773	1,773
その他利益剰余金	11,593	12,063
不動産圧縮積立金	177	174
別途積立金	3,547	3,547
繰越利益剰余金	7,868	8,340
自己株式	488	490
株主資本合計	46,828	47,296
その他有価証券評価差額金	2,522	242
繰延ヘッジ損益	2	8
土地再評価差額金	671	671
評価・換算差額等合計	3,191	905
純資産の部合計	50,020	48,202
負債及び純資産の部合計	1,259,852	1,200,046

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)
経常収益	18,073	17,440
資金運用収益	13,987	13,638
貸出金利息	12,304	11,911
有価証券利息配当金	1,603	1,658
コールローン利息	14	3
預け金利息	30	31
その他の受入利息	34	40
役務取引等収益	3,100	3,053
受入為替手数料	783	787
その他の役務収益	2,317	2,266
その他業務収益	165	137
外国為替売買益	33	12
国債等債券売却益	129	80
金融派生商品収益	2	-
その他の業務収益	-	44
その他経常収益	819	610
償却債権取立益	190	65
株式等売却益	23	35
その他の経常収益	605	509
経常費用	16,241	15,694
資金調達費用	1,009	812
預金利息	623	479
譲渡性預金利息	3	3
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	0
借入金利息	0	0
社債利息	9	-
金利スワップ支払利息	332	291
その他の支払利息	39	37
役務取引等費用	2,677	2,680
支払為替手数料	153	154
その他の役務費用	2,523	2,525
その他業務費用	144	17
商品有価証券売買損	1	1
国債等債券売却損	142	15
営業経費	11,518	11,470
その他経常費用	892	714
貸倒引当金繰入額	380	82
貸出金償却	192	151
株式等売却損	8	43
株式等償却	-	173
その他の経常費用	1 311	1 264
経常利益	1,831	1,745

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)	当事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)
特別利益	20	15
固定資産処分益	-	0
その他の特別利益	20	15
特別損失	31	29
固定資産処分損	30	24
減損損失	0	5
税引前当期純利益	1,820	1,731
法人税、住民税及び事業税	523	235
法人税等調整額	15	276
法人税等合計	538	511
当期純利益	1,282	1,219

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		不動産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	17,810	16,140	16,140	1,773	180	3,547	7,332	12,834
当期変動額								
剰余金の配当							749	749
不動産圧縮積立金の 取崩					3		3	
当期純利益							1,282	1,282
自己株式の取得								
自己株式の処分							0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）								
当期変動額合計					3		535	532
当期末残高	17,810	16,140	16,140	1,773	177	3,547	7,868	13,366

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	486	46,298	3,318	3	671	3,985	50,284
当期変動額							
剰余金の配当		749					749
不動産圧縮積立金の 取崩							
当期純利益		1,282					1,282
自己株式の取得	2	2					2
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）			795	0		794	794
当期変動額合計	2	530	795	0		794	263
当期末残高	488	46,828	2,522	2	671	3,191	50,020

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					不動産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	17,810	16,140	16,140	1,773	177	3,547	7,868	13,366
当期変動額								
剰余金の配当							749	749
不動産圧縮積立金の取崩					3		3	
当期純利益							1,219	1,219
自己株式の取得								
自己株式の処分							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計					3		472	469
当期末残高	17,810	16,140	16,140	1,773	174	3,547	8,340	13,836

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	488	46,828	2,522	2	671	3,191	50,020
当期変動額							
剰余金の配当		749					749
不動産圧縮積立金の取崩							
当期純利益		1,219					1,219
自己株式の取得	1	1					1
自己株式の処分	0	0					0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			2,280	5		2,286	2,286
当期変動額合計	1	468	2,280	5		2,286	1,818
当期末残高	490	47,296	242	8	671	905	48,202

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式、受益証券及び出資証券は原則として決算日前1カ月の市場価格等の平均価格、それ以外のものについては原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：7年～50年
その他：2年～20年
 - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5 繰延資産の処理方法
社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。
- 6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,393百万円(前事業年度末は1,363百万円)であります。
 - (2) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として14年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
 - (3) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8 ヘッジ会計の方法

(ア) 金利リスク・ヘッジ

ヘッジ会計の方法は、「金融商品会計に関する実務指針」及び「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき、固定金利の預金・貸出金等に係る相場変動の相殺及び変動金利の預金・貸出金等に係るキャッシュ・フローの固定化を目的に、ヘッジ対象を取引単位で識別する個別ヘッジとリスクの共通する複数取引を対象とする包括ヘッジを採用しております。これは、期初に定める市場リスク管理方針に基づいて行うリスク管理であります。

なお、当事業年度末においては該当取引はありません。

(イ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済の影響は、年度後半から持ち直すものと想定し、主に当社の貸出金等の信用リスクに一定の影響を及ぼし、債務者の返済能力が低下する可能性を想定しておりますが、政府や自治体の経済対策や金融機関による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないとの仮定を置いて貸倒引当金を算定しております。

当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の状況やその経済への影響が想定を超えて変化した場合には、損失額が増加する可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
株式	821百万円	821百万円
出資金	184百万円	164百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
5,197百万円	6,165百万円

3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
破綻先債権額	739百万円	985百万円
延滞債権額	18,735百万円	16,981百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、また、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	3百万円	-百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で

破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
貸出条件緩和債権額	2,504百万円	3,147百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
合計額	21,983百万円	21,114百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	7,438百万円	5,196百万円

8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	42,451百万円	4,272百万円
預け金	91百万円	91百万円
計	42,542百万円	4,363百万円
担保資産に対応する債務		
預金	11,656百万円	11,355百万円
譲渡性預金	300百万円	300百万円
借入金	35,000百万円	-百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
有価証券	10,222百万円	10,368百万円
金融商品等差入担保金	774百万円	854百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
保証金	125百万円	120百万円

9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
融資未実行残高	120,239百万円	120,100百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可能なもの	116,677百万円	116,455百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
圧縮記帳額	87百万円	79百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(- 百万円)	(- 百万円)

11 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
	15,180百万円	18,131百万円

(損益計算書関係)

1 その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
貸出金等売却損	11百万円	2百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格がないため、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式（出資金）及び関連会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式（出資金）	1,006	985
合計	1,006	985

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,572百万円	1,354百万円
固定資産	259	246
株式	331	287
未収貸付金利息	38	43
その他	570	531
繰延税金資産小計	2,770	2,463
評価性引当額	465	433
繰延税金資産合計	2,305	2,030
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	980	87
固定資産圧縮積立金	77	76
その他	1	1
繰延税金負債合計	1,060	165
繰延税金資産の純額	1,244百万円	1,864百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度、当事業年度とも、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

連結財務諸表の「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	11,385	42	25 [0]	11,402	8,021	230	3,380
土地	(1,185)	12	-	(1,185)	-	-	(1,185)
リース資産	7,357	373	56	7,369	674	166	7,369
建設仮勘定	1,533	19	21	-	-	-	1,175
その他の有形固定 資産	2	89	66 [4]	3,741	3,032	129	-
有形固定資産計	3,718	538	171 [5]	24,363	11,728	526	12,634
無形固定資産							
ソフトウェア	(1,185)	54	52	624	509	39	114
リース資産	23,996	106	85	914	515	116	398
その他の無形固定 資産	112	-	-	112	22	4	90
無形固定資産計	1,629	160	137	1,651	1,048	160	603
その他	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 ()内は、土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)、1999年3月31日の同法律の改正に基づき行った土地の再評価に係る土地再評価差額金であります。

2 当期減少額欄における[]内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	5,370	2,447	782	2,365	4,670
一般貸倒引当金	1,788	1,809	-	1,788	1,809
個別貸倒引当金	3,581	638	782	576	2,861
うち非居住者向け 債権分	-	-	-	-	-
役員退職慰労引当金	263	29	64	-	228
睡眠預金払戻損失引当金	78	-	31	-	46
偶発損失引当金	100	150	-	100	150
計	5,812	2,628	878	2,465	5,096

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額

個別貸倒引当金.....主として回収による取崩額

偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	256	463	602	-	117
未払法人税等	122	206	320	-	8
未払事業税	134	256	282	-	108

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告といたします。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞および岡山市において発行する山陽新聞に掲載して公告いたします。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.tomatobank.co.jp/
株主に対する特典	ありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第136期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月28日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第136期)	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	2019年6月28日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び 確認書	第137期 第1四半期	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	2019年8月8日 関東財務局長に提出
	第137期 第2四半期	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	2019年11月28日 関東財務局長に提出
	第137期 第3四半期	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日	2020年2月13日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条 第2項第9号の2(株主総会における議決 権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書		2019年7月2日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年 6月26日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トマト銀行の2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トマト銀行が2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施す

る。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月26日

株式会社トマト銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 田 八 郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 刀 禰 哲 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トマト銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第137期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トマト銀行の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。